

令和 3 年度 第一回 東灘区地域包括支援センター運営報告

I. 開催方法

書面開催

II. 報告資料

1. 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の
取り扱いについて 資料 1
・指定居宅介護支援事業者所の選定における確認書の使用状況
2. 特定事業所へのサービス集中率について 資料 3
3. 令和 2 年度あんしんすこやかセンターの運営状況について
 - 1) あんしんすこやかセンター実績報告 資料 4
 - 2) あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況 資料 5
4. 令和 3 年度あんしんすこやかセンター事業計画について 資料 6

資 料

- ・東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿
- ・神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱
- ・資料 1 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の
取り扱いについて
- ・資料 2 圏域別高齢者数
- ・資料 3 特定事業所へのサービス集中率について
- ・資料 4 あんしんすこやかセンター実績報告書
- ・資料 5 令和 2 年度あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況
- ・資料 6 令和 3 年度あんしんすこやかセンター事業計画書
- ・資料 7 意見票

東灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿(敬称略)

(選出分野別・五十音順)

【保健医療福祉関係者】

うめむら 梅村	あきら 智	東灘区歯科医師会 副会長
こじま 児島	りゅうすけ 隆介	東灘区医師会 地域包括ケア部 担当理事
さとう 佐藤	みつこ 光子	神戸市老人福祉施設連盟 (特別養護老人ホーム サンライフ魚崎 施設長)
たかだ 高田	あきら 諒	神戸市介護老人保健施設協会 (老人保健施設 すばる魚崎の郷)
たになか 谷中	やすひろ 康弘	神戸市シルバーサービス事業者連絡会 事務局長
つじもと 辻本	かずこ 和子	東灘区薬剤師会 理事
なかがわ 中川	ゆみこ 裕美子	兵庫県民間病院協会神戸支部(宮地病院 看護部長)

【利用者代表】

やまもと 山本	たかこ 孝子	東灘区連合婦人会 会長
------------	-----------	-------------

【地域団体】

すぎもと 杉本	よしふみ 佳史	社会福祉法人東灘区社会福祉協議会 事務局部長
はしもと 橋本	よしあき 好昭	東灘区民生委員児童委員協議会 会長

【行政】

かわべ 河辺	けんいち 健一	東灘区保健福祉部長
-----------	------------	-----------

神戸市地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」(以下「市協議会」という。)を、また各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」(以下「区協議会」という。)を開催する。

(内容)

第2条 市協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。

- (1) 地域包括支援センターの選定基準、評価基準の策定に関する事項。
- (2) 地域包括支援センターのサービス提供の承認に関する事項。
- (3) 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの再委託に関する事項。
- (4) 地域包括支援センターに対する委託業務の追加・変更に関する事項。
- (5) 区協議会に関する基本的事項。
- (6) その他全市レベルで調整を必要とする事項。

(委員)

第3条 市協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

学識経験者、神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、(公社)兵庫県看護協会、(社)兵庫県社会福祉士会、神戸市ケアマネジャー連絡会、市民代表委員(1・2号被保険者)、(公社)認知症の人と家族の会兵庫県支部、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表及び市関係職員。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(委員長の指名等)

第5条 市協議会においては福祉局長が委員の中から委員長を指名する。

- 2 委員長は会議の進行をつかさどる。
- 3 福祉局長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の招集)

第6条 市協議会において、福祉局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 市協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 市協議会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、市協議会に必要な事項は福祉局長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」(以下「市協議会」という。)を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」(以下「区協議会」という。)を開催する。

(内容)

第2条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

(委員)

第3条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(議長)

第5条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(関係者の招集)

第6条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成 13 年神戸市条例第 29 条)第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
 - 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成 25 年 3 月 27 日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健福祉部健康福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

【1. 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて】

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者(サービス利用していない人も含む)

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
 - 2.
 3. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト(区内)を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書(別紙)」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン(居宅サービス計画)の作成依頼先として、

()

を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。

2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表(区内)」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名 _____

代筆者 _____

(本人との続柄)

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

【・介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況】

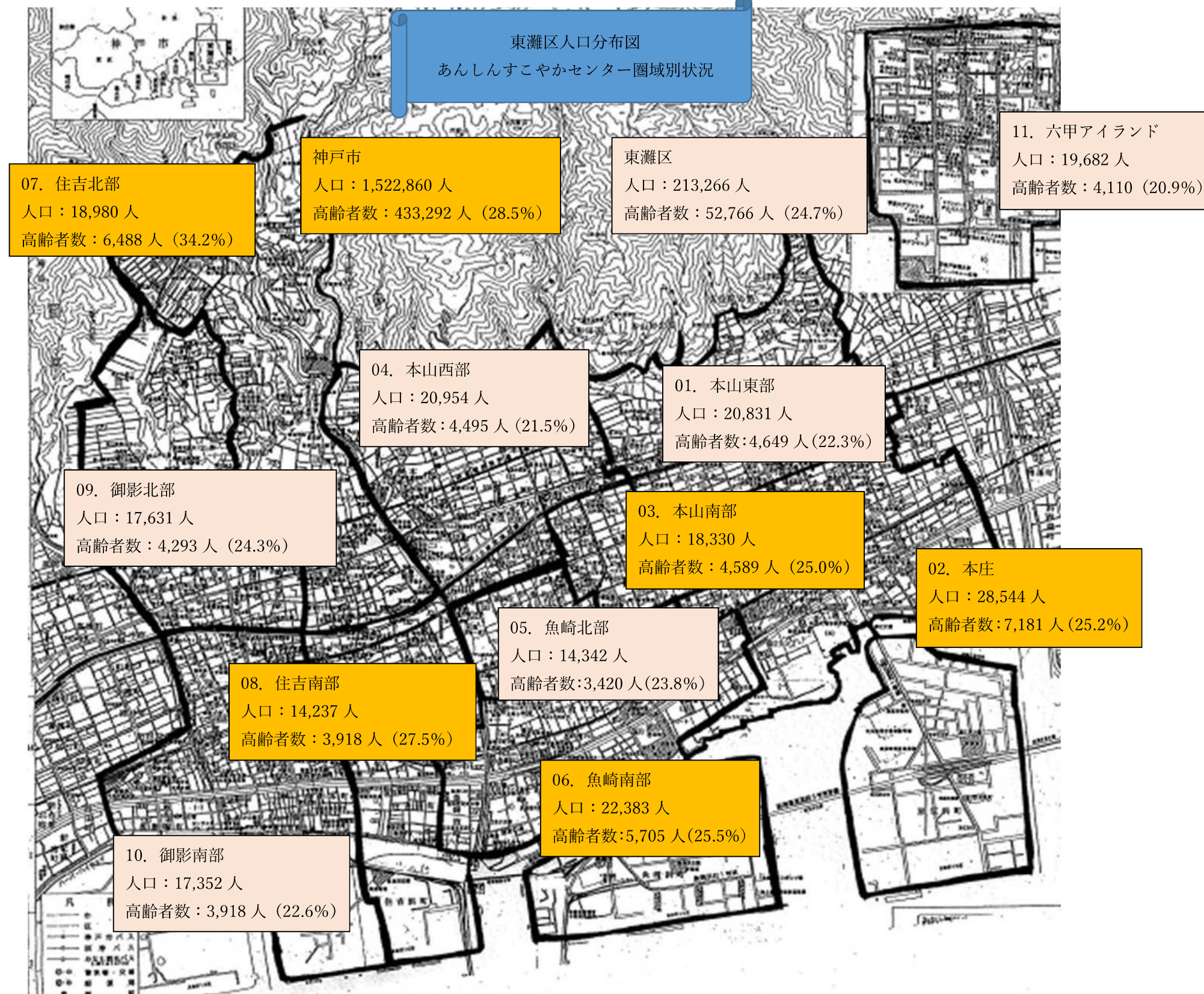
東灘区

(R2年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)= (A)-(B)	確 認 書 あ り					確 認 書 な し						
				件 数 (D)=(E)+(F)	本人希望による 事業者決定(E)		一覧表提示による 事業者決定(F)		件 数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由	
本山東部	58	12	46	46	38	83%	8	17%	0	0	0	0	0	0	
本庄	87	12	75	75	59	79%	16	21%	0	0%	0	0	0	0	
本山南部	48	7	41	41	34	83%	7	17%	0	0%	0	0	0	0	
本山西部	41	6	35	34	20	57%	14	40%	1	3%	0	0	0	1	転居のため
魚崎北部	54	8	46	46	40	87%	6	13%	0	0%	0	0	0	0	
魚崎南部	65	20	45	45	36	80%	9	20%	0	0%	0	0	0	0	
住吉北部	74	11	63	63	33	52%	30	48%	0	0%	0	0	0	0	
住吉南部	51	10	41	41	37	90%	4	10%	0	0%	0	0	0	0	
御影北部	52	11	41	41	31	76%	10	24%	0	0%	0	0	0	0	
御影南部	43	5	38	38	36	95%	2	5%	0	0%	0	0	0	0	
六甲アイランド	48	5	43	43	30	70%	13	30%	0	0%	0	0	0	0	
合 計	621	107	514	513	394	77%	119	23%	1	0%	0	0	0	1	

圏域別高齢者数（令和3年4月30日現在）

住民基本台帳（日本人・外国人）町丁別・1歳階級別人口（区政振興課）より



【2. 特定事業所へのサービス集中率について】

—公正中立の判断基準作成のために—

「地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがなく」との報告基準について次のとおりとする。

当分の間、当該地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）が作成した介護予防サービス計画（委託分も含む）のうち、介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数をそれぞれ集計し、それぞれのサービスについて、最もその紹介件数の多い事業所（以下「紹介率最高事業所」という）の介護予防サービス計画数の占める割合が50%を超えた地域包括支援センターに対し、区から事情を聴取し、区運営協議会への報告事項とする。

1. 判断基準の判定方法

地域包括支援センターごとに、次の計算式により計算し、①～⑤のそれぞれが 50%を超えたとき、各区健康福祉課から当該地域包括支援センターへ事情を聴取し、当協議会に報告する。また、事情を聴取する上で、正当な理由についても検討していく。

① $\frac{\text{介護予防訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防訪問サービスを位置づけた計画数}}$

② $\frac{\text{介護予防通所サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防通所サービスを位置づけた計画数}}$

③ $\frac{\text{介護予防通所リハビリにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防通所リハビリを位置づけた計画数}}$

④ $\frac{\text{介護予防福祉用具貸与にかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数}}{\text{介護予防福祉用具貸与を位置づけた計画数}}$

⑤ $\frac{\text{生活支援訪問サービスにかかる紹介率最高事業所の介護予防サービス計画数}}{\text{生活支援訪問サービスを位置づけた計画数}}$

参考. サービスの偏りにかかる正当な理由の例

- ① サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
- ② 介護予防訪問サービス、介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリ、介護予防福祉用具貸与及び生活支援訪問サービスが提供されている介護予防サービス計画の数が少ない場合(10件以下)
- ③ 当該圏域に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
- ④ その他正当な理由がある場合

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改定》

予防支援業務における特定事業所へのサービス集中度

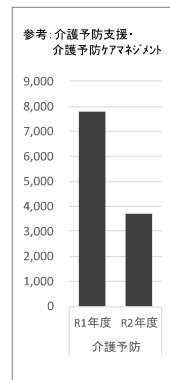
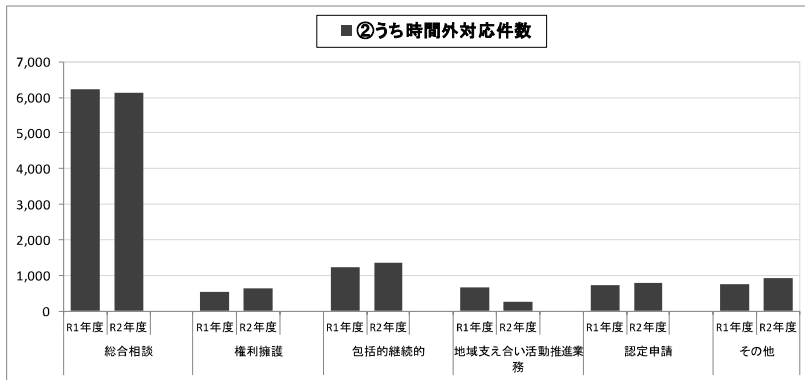
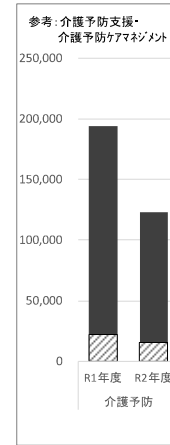
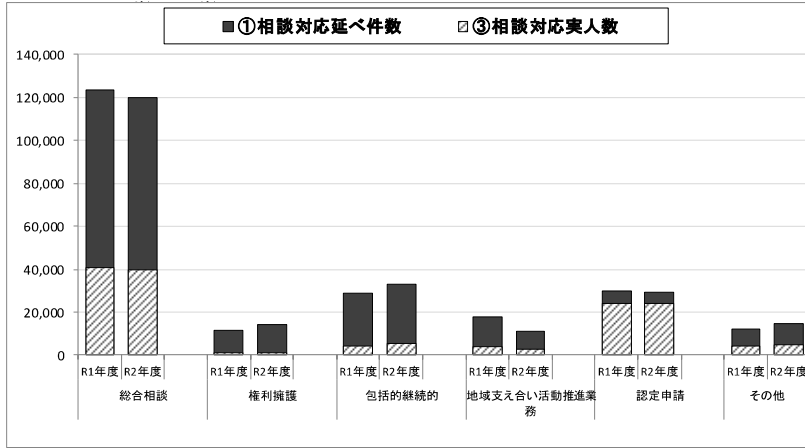
(令和3年2月給付管理データにおけるケアプラン数11件以上で集中度50%を超えるものを調査)

サービス種別	センター 所在区	集中度	集中件数	／	全体件数	集中にかかる理由
介護予防訪問サービス	東灘	50%	43	／	86	利用者宅との地理的利便性、意思・知人からの紹介、センターの併設希望
生活支援訪問サービス	東灘	50%	14	／	28	サービスの質が高い、その他
	灘	58%	22	／	38	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、その他(改正前からの流れで介護予防サービスと生活支援サービスに分かれた時に同じ事業所を希望)、当該圏域内にサービス事業所が少数である
	中央	50%	8	／	16	その他(当該サービスを受けてくれる事業所を探しても見つからず、専門に受けてくれる当該事業所に依頼した。)
	兵庫	63%	15	／	24	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、生活支援訪問サービスを提供してくれる事業所がない
	北	58%	29	／	50	サービスの質が高い、その他(運営母体を信頼している)、対応できる事業所が少ないため
	北	50%	6	／	12	医師・知人からの紹介、生活支援サービス(簡易型)を受ける事業所が少ない
	垂水	59%	16	／	27	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、その他(以前にも当該事業所を利用した経験あり)
	垂水	55%	38	／	69	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他、当該圏域内にサービス事業所が少数である
	垂水	50%	9	／	18	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、担当ケアマネからの紹介
	西	50%	13	／	26	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介、当該圏域内にサービス事業所が少数である
介護予防通所サービス	中央	50%	21	／	42	利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	中央	58%	53	／	91	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他(リハビリ特化型のデイが他にないため)
	西	55%	43	／	78	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介、当該圏域内にサービス事業所が少数である
	西	51%	46	／	91	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
介護予防通所リハビリ	東灘	51%	26	／	51	サービスの質が高い
	東灘	67%	8	／	12	利用者宅との地理的利便性
	中央	78%	53	／	68	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他(供時間と量がちょうど良い)
	中央	61%	17	／	28	短時間利用で個別リハビリを集中的に行う事業所が他にないため
	兵庫	63%	12	／	19	利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、入院中に併設の通所リハビリを勧められた
	兵庫	63%	12	／	19	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	兵庫	50%	16	／	32	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	北	77%	23	／	30	利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介
	北	82%	28	／	34	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介、その他家族が利用しているため
	北	73%	54	／	74	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、家族からの紹介
	長田	50%	6	／	12	サービスの質が高い、医師・知人からの紹介
	長田	68%	36	／	53	医師・知人からの紹介
	長田	59%	37	／	63	医師・知人からの紹介
	垂水	53%	8	／	15	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介、その他(雰囲気、職員の対応)
	垂水	54%	7	／	13	医師・知人からの紹介
	西	53%	10	／	19	サービスの質が高い、利用者宅との地理的利便性、医師・知人からの紹介

【3. 令和2年度あんしんすこやかセンター運営状況について】

令和2年度 実績報告書(全市)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	43,796	6,276	14,258	8,456	1,749	107	83,389	1,598	154	6,910	280	13,255	9,656	4,441	5,020	8,674	208,019
うち時間外対応	2,366	219	664	434	55	2	2,787	65	2	331	14	400	562	104	126	577	8,708
来所	11,084	1,094	2,480	866	671	231	4,160	220	10	503	19	1,613	872	795	8,363	1,274	34,255
うち時間外対応	788	93	210	46	34	11	147	7	2	28	0	50	76	14	319	102	1,907
訪問	9,885	754	3,953	8,055	1,096	698	30,118	598	35	1,691	80	2,010	3,158	3,553	14,489	2,384	82,557
うち時間外対応	467	24	165	308	31	23	638	14	0	93	3	56	107	45	306	76	2,356
その他	1,487	326	1,430	1,150	212	24	4,940	230	22	1,977	65	1,238	1,191	2,257	1,609	2,452	20,610
うち時間外対応	91	18	62	36	9	2	161	6	0	79	2	49	67	86	38	170	876
①相談対応延べ件数	66,252	8,450	22,121	18,527	3,728	1,060	122,607	2,646	221	11,081	444	18,116	14,877	11,046	29,481	14,784	345,441
前年度比	-6%	5%	15%	-11%	-3%	-6%	-37%	32%	8%	20%	9%	10%	18%	-39%	-1%	22%	-17%
1圏域あたり(件)	849	108	284	238	48	14	1,572	34	3	142	6	232	191	142	378	190	4,429
②うち時間外対応件数	3,692	354	1,101	824	129	38	3,733	92	4	531	19	555	812	249	789	925	13,847
前年度比	-1%	15%	20%	-15%	-43%	-24%	-52%	64%	-33%	13%	19%	-16%	41%	-63%	7%	24%	-23%
1圏域あたり(件)	47	5	14	11	2	0	48	1	0	7	0	7	10	3	10	12	178
③相談対応実人数	23,934	2,679	4,743	5,765	1,694	856	15,276	444	36	737	222	4,086	1,081	2,639	24,029	4,933	-
前年度比	-1%	7%	1%	-13%	-5%	-6%	-32%	14%	0%	13%	4%	22%	3%	-34%	-1%	14%	-
1圏域あたり(人)	307	34	61	74	22	11	196	6	0	9	3	52	14	34	308	63	-

*「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	42	23	26	7	8	106
実人数	42	23	25	7	8	105

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	238,365 件	0.9%	3,056.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	150 件	-8.0%	1.9 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	前年度比	サービス担当者会議	前年度比
回数	225,607	9.9%	25,264	-8.1%

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	145 件	-40.6%	1.9 件
	参加人数	2,235 人	-53.5%	28.7 人
	(内訳)協議体開催数	59 件	-47.3%	0.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	199 件	-41.6%	2.6 件
	参加人数	709 人	-42.3%	9.1 人
自センター主催の会議等	開催数	363 件	-44.0%	4.7 件
	参加人数	3,383 人	-61.8%	43.4 人
小地域支え合い連絡会	開催数	459 件	-30.0%	5.9 件
	参加人数	4,972 人	-29.4%	63.7 人
行政等主催の会議等	開催数	2,558 件	-34.3%	32.8 件
	参加職員数	3,267 人	-37.0%	41.9 人
地域主催の会議等	開催数	2,234 件	-65.9%	28.6 件
	参加職員数	3,099 人	-67.2%	39.7 人
ケアマネ等研修会	開催数	120 件	-61.4%	1.5 件
	参加人数	858 人	-74.0%	11.0 人
介護リフレッシュ教室	開催数	293 件	-24.9%	3.8 件
	参加人数	1,960 人	-47.3%	25.1 人
運営推進会議	開催数	316 件	-74.4%	4.1 件
	参加職員数	343 人	-74.6%	4.4 人
研修	回数	1,191 件	-44.3%	15.3 件
	受講職員数	1,806 人	-46.9%	23.2 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	608 件	-60.1%	7.8 件
	参加職員数	932 人	-60.6%	11.9 人
他機関との連絡調整	件数	77,813 件	14.1%	997.6 件

月別実績報告書 その1

(令和2年度 年間)

センター番号:	
センター名:	全市

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマネ ジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	43,796	6,276	14,258	8,456	1,749	107	83,389	1,598	154	6,910	280	13,255	9,656	4,441	5,020	8,674	208,019
うち時間外対応	2,366	219	664	434	55	2	2,787	65	2	331	14	400	562	104	126	577	8,708
来所	11,084	1,094	2,480	866	671	231	4,160	220	10	503	19	1,613	872	795	8,363	1,274	34,255
うち時間外対応	788	93	210	46	34	11	147	7	2	28	0	50	78	14	319	102	1,907
訪問	9,885	754	3,953	8,055	1,096	698	30,118	598	35	1,691	80	2,010	3,158	3,553	14,489	2,384	82,557
うち時間外対応	467	24	165	308	31	23	638	14	0	93	3	56	107	45	306	76	2,356
その他	1,487	326	1,430	1,150	212	24	4,940	230	22	1,977	65	1,238	1,191	2,257	1,609	2,452	20,610
うち時間外対応	91	18	62	36	9	2	161	6	0	79	2	49	67	86	38	170	876
合計	66,252	8,450	22,121	18,527	3,728	1,060	122,607	2,846	221	11,081	444	18,116	14,877	11,046	29,481	14,784	345,441
うち時間外対応	3,692	354	1,101	824	129	38	3,733	92	4	531	19	555	812	249	789	925	13,847
実人数	38,247	4,541	9,401	11,283	2,472	926	63,323	925	57	2,586	246	8,674	3,682	7,986	25,612	8,974	188,935
うち新規人数	23,934	2,679	4,743	5,765	1,694	856	15,276	444	36	737	222	4,086	1,081	2,639	24,029	4,933	93,154

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	42	23	26	7	8	106
実人数	42	23	25	7	8	105

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	35,282	対象人数	238,365
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	17,342	対象人数	113,694
緊急対応件数(事故対応等)	件数	150		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	6,330	144	6,186	1,864	30
簡易型	3,959	92	3,867	785	16	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	15,410	231	15,179	4,840	77
モニタリング	回数	225,607	サービス担当者会議		回数	25,264

18

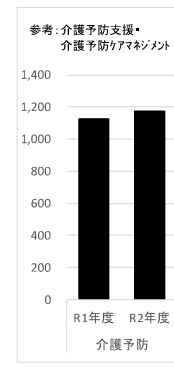
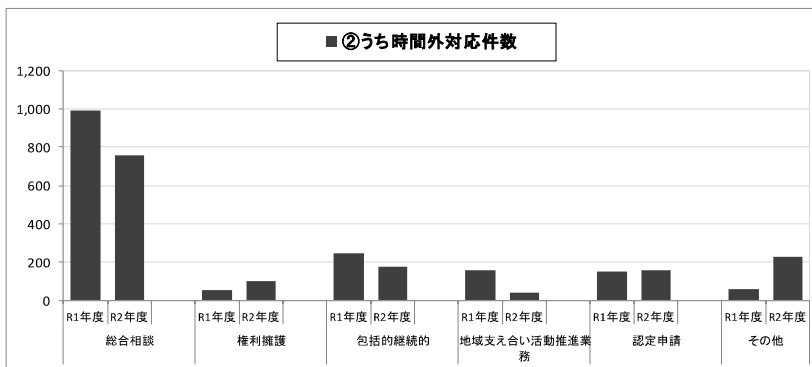
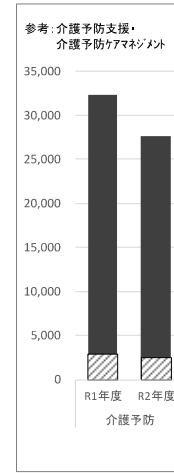
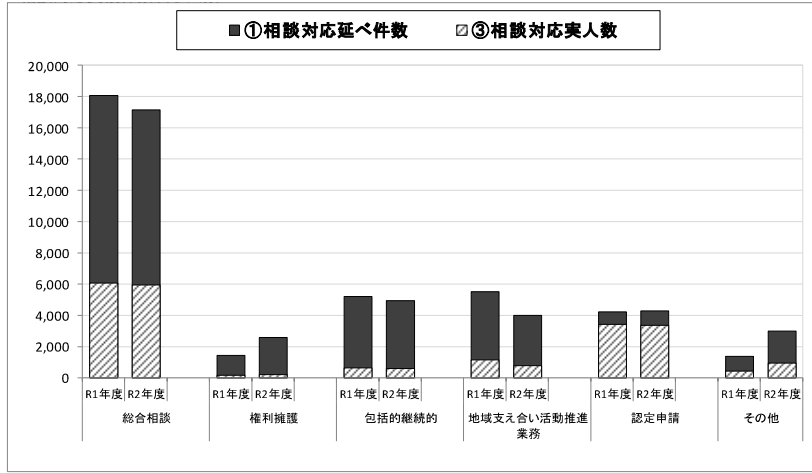
セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	145	参加人数	2,235
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	59		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	199	参加人数	709
自センター主催の会議等	会議数	363	参加人数	3,383
小地域支え合い連絡会	開催数	459	参加人数	4,972
行政等主催の会議等	会議数	2,558	参加職員数	3,267
地域主催の会議等	会議数	2,234	参加職員数	3,099
ケアマネ等研修会	開催数	120	参加人数	858
介護リフレッシュ教室	開催数	293	参加人数	1,960
運営推進会議	開催数	316	参加職員数	343
研修	回数	1,191	受講職員数	1,806
住民主体活動の後方支援	参加回数	608	参加職員数	932
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	77,813		
(内数)ケース検討会	開催数	1,990		

令和2年度 実績報告書(東灘区)

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	6,993	791	1,475	1,348	263	5	19,967	194	44	1,314	28	1,567	1,689	1,579	776	1,003	39,036
うち時間外対応	273	18	61	58	7	0	887	8	0	39	4	57	67	21	7	51	1,558
来所	1,708	189	288	67	64	27	610	24	2	94	0	263	106	227	1,241	187	5,117
うち時間外対応	114	17	18	2	7	1	24	0	0	3	0	15	5	6	81	16	309
訪問	1,423	167	445	1,120	126	60	6,000	89	6	232	15	398	512	1,261	2,122	330	14,306
うち時間外対応	91	2	19	47	4	2	210	5	0	13	0	11	10	5	70	20	509
その他	213	55	139	151	36	0	1,077	50	5	425	10	204	153	903	116	1,488	5,025
うち時間外対応	5	0	8	1	2	0	55	2	0	23	2	9	3	7	3	143	283
①相談対応延べ件数	10,337	1,202	2,347	2,686	489	92	27,654	357	57	2,065	53	2,452	2,460	3,970	4,255	3,008	63,484
前年度比	-10%	33%	-7%	4%	6%	-12%	-15%	24%	-2%	107%	18%	-12%	1%	-28%	1%	120%	-7%
1圏域あたり(件)	940	109	213	244	44	8	2,514	32	5	188	5	223	224	361	387	273	5,771
②うち時間外対応件数	483	37	106	108	20	3	1,176	15	0	78	6	92	85	39	161	230	2,639
前年度比	-18%	-37%	-39%	-20%	-26%	0%	4%	275%	-	105%	50%	-44%	1%	-75%	4%	304%	-5%
1圏域あたり(件)	44	3	10	10	2	0	107	1	0	7	1	8	8	4	15	21	240
③相談対応実人数	3,753	420	637	815	232	87	2,505	72	7	82	25	421	152	758	3,365	943	-
前年度比	-4%	9%	5%	-10%	1%	-6%	-11%	18%	-13%	12%	14%	-10%	-18%	-32%	-2%	118%	-
1圏域あたり(人)	341	38	58	74	21	8	228	7	1	7	2	38	14	69	306	86	-

*「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	2	0	0	3
実人数	1	0	2	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	60,287 件	42.8%	5,480.6 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	16 件	6.7%	1.5 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	前年度比	サービス担当者会議	前年度比
回数	33,201	4.2%	3,476	-12.8%

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和2年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	30 件	-41.2%	2.7 件
	参加人数	382 人	-60.4%	34.7 人
	(内訳)協議体開催数	13 件	-56.7%	1.2 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	26 件	-53.6%	2.4 件
	参加人数	78 人	-58.9%	7.1 人
自センター主催の会議等	開催数	110 件	-21.4%	10.0 件
	参加人数	836 人	-47.8%	76.0 人
小地域支え合い連絡会	開催数	53 件	-26.4%	4.8 件
	参加人数	386 人	-44.1%	35.1 人
行政等主催の会議等	開催数	383 件	-37.8%	34.8 件
	参加職員数	476 人	-38.2%	43.3 人
地域主催の会議等	開催数	451 件	-61.6%	41.0 件
	参加職員数	575 人	-63.3%	52.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	28 件	-6.7%	2.5 件
	参加人数	110 人	-39.2%	10.0 人
介護リフレッシュ教室	開催数	40 件	-27.3%	3.6 件
	参加人数	199 人	-59.9%	18.1 人
運営推進会議	開催数	62 件	-48.3%	5.6 件
	参加職員数	63 人	-51.9%	5.7 人
研修	回数	186 件	-46.9%	16.9 件
	受講職員数	258 人	-57.3%	23.5 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	104 件	-	9.5 件
	参加職員数	152 人	-	13.8 人
他機関との連絡調整	件数	12,966 件	37.9%	1178.7 件

月別実績報告書 その1

(令和2年度 年間)

センター番号:	01
センター名:	東灘区

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	6,993	791	1,475	1,348	263	5	19,967	194	44	1,314	28	1,567	1,689	1,579	776	1,003	39,036
うち 時間外対応	273	18	61	58	7	0	887	8	0	39	4	57	67	21	7	51	1,558
来所	1,708	189	288	67	64	27	610	24	2	94	0	283	106	227	1,241	187	5,117
うち 時間外対応	114	17	18	2	7	1	24	0	0	3	0	15	5	6	81	16	309
訪問	1,423	167	445	1,120	126	60	6,000	89	6	232	15	398	512	1,261	2,122	330	14,306
うち 時間外対応	91	2	19	47	4	2	210	5	0	13	0	11	10	5	70	20	509
その他	213	55	139	151	36	0	1,077	50	5	425	10	204	153	903	116	1,488	5,025
うち 時間外対応	5	0	8	1	2	0	55	2	0	23	2	9	3	7	3	143	263
合計	10,337	1,202	2,347	2,686	489	92	27,654	357	57	2,065	53	2,452	2,460	3,970	4,255	3,008	63,484
うち 時間外対応	483	37	106	108	20	3	1,176	15	0	78	6	92	85	39	161	230	2,639
実人数	5,886	681	1,257	1,594	323	88	14,436	140	13	265	25	1,196	506	3,131	3,582	1,799	34,922
うち 新規人数	3,753	420	637	815	232	87	2,505	72	7	82	25	421	152	758	3,365	943	14,274

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	1	0	2	0	0	3
実人数	1	0	2	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	6,033	対象人数	60,287
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	4,419	対象人数	36,695
緊急対応件数(事故対応等)	件数	16		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	768	21	747	141	5
簡易型	432	9	423	38	3	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	2,070	39	2,031	394	14
モニタリング	回数	33,201	サービス担当者会議		回数	3,476

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	30	参加人数	382
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	13		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	26	参加人数	78
自センター主催の会議等	会議数	110	参加人数	836
小地域支え合い連絡会	開催数	53	参加人数	386
行政等主催の会議等	会議数	383	参加職員数	476
地域主催の会議等	会議数	451	参加職員数	575
ケアマネ等研修会	開催数	28	参加人数	110
介護リフレッシュ教室	開催数	40	参加人数	199
運営推進会議	開催数	62	参加職員数	63
研修	回数	186	受講職員数	258
住民主体活動の後方支援	参加回数	104	参加職員数	152
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	12,966		
(内数)ケース検討会	開催数	519		

【1）あんしんすこやかセンター実績報告】

資料 4

月別実績報告書 その1

センター番号:	01
センター名:	本山東部あんしんすこやかセンター

(2020年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,243	77	153	126	24	0	2,946	3	0	2	4	42	47	43	24	302	5,036
うち時間外対応	59	1	2	11	1	0	61	0	0	1	1	1	8	0	0	15	161
来所	221	23	37	5	3	1	52	0	0	2	0	18	1	22	148	28	561
うち時間外対応	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	18
訪問	193	13	65	87	33	0	394	1	0	6	3	68	57	107	176	35	1,238
うち時間外対応	14	0	1	4	1	0	17	0	0	0	0	0	0	0	7	3	47
その他	28	3	7	12	5	0	430	0	0	13	1	39	13	123	9	105	788
うち時間外対応	2	0	0	0	1	0	11	0	0	0	0	1	0	0	1	3	19
合計	1,685	116	262	230	65	1	3,822	4	0	23	8	167	118	295	357	470	7,623
うち時間外対応	84	1	3	15	3	1	89	0	0	1	1	2	8	1	15	21	245
実人数	905	88	189	160	32	1	2,325	1	0	7	1	57	26	256	336	320	4,704
うち新規人数	424	60	37	78	16	1	441	0	0	1	1	20	5	121	309	149	1,663

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	115	対象人数	7,215
(内数) 介護予防普及啓発に該当するもの	回数	98	対象人数	6,002
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数
	従来型	51	3	48	8	1
簡易型	36	1	35	4	1	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	180	8	172	30	4
モニタリング	回数	2,725	サービス担当者会議		回数	335

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	4	参加人数	71
(内数) 協議体機能を有するもの	開催数	4		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	11	参加人数	26
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	42
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	36
行政等主催の会議等	会議数	34	参加職員数	35
地域主催の会議等	会議数	106	参加職員数	127
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	49
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	5
研修	回数	18	受講職員数	18
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	845		
(内数) ケース検討会	開催数	4		

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	02
センター名:	本庄あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	364	45	64	42	15	2	4,165	11	0	11	2	54	95	323	73	5	5,271
うち 時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	157	20	18	0	0	2	56	1	0	0	0	10	13	54	171	0	502
うち 時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
訪問	99	23	33	203	18	4	2,185	8	0	16	0	41	98	520	201	17	3,466
うち 時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	3	2	4	0	10	0	184	3	0	1	0	1	9	188	9	0	414
うち 時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	623	90	119	245	43	8	6,590	23	0	28	2	106	215	1,085	454	22	9,653
うち 時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
実人数	400	46	79	178	30	6	4,713	12	0	14	2	58	58	971	401	21	6,989
うち 新規人数	278	16	46	115	14	6	503	7	0	10	2	36	22	157	376	14	1,602

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	66	対象人数	3,951
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	44	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	125	1	124	33	1
簡易型	56	2	54	0	0	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	301	3	298	83	0
モニタリング	回数	3,857	サービス担当者会議		回数	428

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	24
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	2
自センター主催の会議等	会議数	19	参加人数	141
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	65
行政等主催の会議等	会議数	36	参加職員数	41
地域主催の会議等	会議数	21	参加職員数	46
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	20
運営推進会議	開催数	2	参加職員数	2
研修	回数	18	受講職員数	26
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	8
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	260		
(内数)ケース検討会	開催数	18		

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	03
センター名:	本山南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援							介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度		措置	高齢者 虐待	消費者 被害							
電話	251	34	32	59	25	0	212	19	1	41	0	26	81	147	54	41	1,023	
うち時間外対応	12	2	4	9	1	0	9	0	0	1	0	1	1	0	1	3	44	
来所	216	21	18	3	25	3	100	5	0	11	0	11	9	27	157	23	629	
うち時間外対応	32	4	2	0	5	0	2	0	0	0	0	5	0	1	22	13	86	
訪問	99	14	9	108	10	8	67	6	1	6	0	17	56	104	138	48	691	
うち時間外対応	12	0	1	12	1	0	7	1	0	0	0	0	3	2	8	11	58	
その他	5	4	9	3	2	0	11	5	3	17	0	11	31	232	14	10	357	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	571	73	68	173	62	11	390	35	5	75	0	65	177	510	363	122	2,700	
うち時間外対応	56	6	7	21	7	0	19	1	0	1	0	6	4	3	31	27	189	
実人数	505	49	54	137	53	11	152	13	1	18	0	22	27	462	334	97	1,935	
うち新規人数	379	39	46	68	44	11	78	6	1	9	0	4	4	126	323	51	1,189	

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	103	対象人数	1,198
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	52	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	簡易型	60	1	59	6	0
	セルフ型	0	0	0		
予防給付	介護予防支援	185	3	182	25	1
モニタリング	回数	2,951	サービス担当者会議		回数	327

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	23
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	25
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	23
行政等主催の会議等	会議数	26	参加職員数	35
地域主催の会議等	会議数	59	参加職員数	65
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	11
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	9
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	12	受講職員数	12
住民主体活動の後方支援	参加回数	8	参加職員数	17
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	457		
(内数)ケース検討会	開催数	43		

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	04
センター名:	本山西部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援							介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度		措置	高齢者 虐待	消費者 被害							
電話	234	13	48	32	12	0	804	10	0	0	2	83	81	77	6	6	1,408	
うち時間外対応	20	2	5	3	1	0	45	0	0	0	0	4	2	0	0	0	82	
来所	121	15	18	7	2	1	57	2	0	0	0	28	5	32	69	0	357	
うち時間外対応	13	2	3	2	0	0	2	0	0	0	0	2	1	1	6	0	32	
訪問	48	5	8	74	3	2	342	5	0	2	1	38	31	58	151	1	769	
うち時間外対応	2	0	1	3	0	0	9	0	0	0	0	2	0	0	3	1	21	
その他	7	0	24	82	3	0	31	1	0	1	1	7	7	90	8	0	262	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
合計	410	33	98	195	20	3	1,234	18	0	3	4	156	124	257	234	7	2,796	
うち時間外対応	35	4	9	8	1	0	56	0	0	0	0	8	4	1	9	1	136	
実人数	302	29	65	139	14	3	647	8	0	1	2	90	36	132	234	4	1,706	
うち新規人数	233	25	30	39	14	2	234	6	0	1	2	21	5	19	226	4	861	

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	2,206	対象人数	5,011
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	2,034	対象人数	4,255
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	67	1	66	8	0
簡易型	2	0	2	0	0	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	120	1	119	20	2
モニタリング	回数	2,532	サービス担当者会議		回数	250

25

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	7	参加人数	93
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	15
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	132
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	5
行政等主催の会議等	会議数	34	参加職員数	41
地域主催の会議等	会議数	42	参加職員数	43
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	9
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	22
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	10	受講職員数	10
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	3
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,488		
(内数)ケース検討会	開催数	47		

月別実績報告書 その1

センター番号:	05
センター名:	魚崎北部あんしんすこやかセンター

(2020年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	268	62	81	44	13	0	728	35	0	112	1	408	164	89	32	0	2,037
うち時間外対応	4	1	1	1	0	0	7	0	0	0	0	2	0	1	0	0	17
来所	76	2	5	0	7	2	17	0	0	4	0	144	9	8	86	0	360
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	5
訪問	101	13	70	144	9	3	259	16	0	19	2	43	48	39	166	0	932
うち時間外対応	1	0	1	12	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	17
その他	9	2	9	5	4	0	37	13	1	24	0	28	40	31	19	0	222
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	4
合計	454	79	165	193	33	5	1,041	64	1	159	3	623	261	167	303	0	3,551
うち時間外対応	7	1	2	13	0	0	8	0	0	0	0	9	0	2	1	0	43
実人数	263	42	59	106	24	5	557	21	1	23	3	345	43	98	277	0	1,867
うち新規人数	185	24	27	48	22	5	98	12	1	9	3	77	11	24	270	0	816

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	800	対象人数	3,004
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	580	対象人数	1,613
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	46	6	40	16	0
簡易型	29	0	29	4	0	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	148	2	146	40	0
モニタリング	回数	2,396	サービス担当者会議		回数	236

26

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	36
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	2		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	14
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	101
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	16
行政等主催の会議等	会議数	33	参加職員数	42
地域主催の会議等	会議数	54	参加職員数	64
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	13
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	18
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	10
研修	回数	19	受講職員数	21
住民主体活動の後方支援	参加回数	9	参加職員数	19
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	864		
(内数)ケース検討会	開催数	28		

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	06
センター名:	魚崎南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	557	57	108	363	7	0	180	8	5	485	0	151	31	353	28	58	2,391
うち時間外対応	11	0	4	18	0	0	6	0	0	11	0	2	1	0	0	7	60
来所	145	13	24	17	4	8	15	0	0	23	0	9	4	18	89	8	377
うち時間外対応	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5
訪問	167	14	50	171	4	11	78	0	0	76	0	25	22	232	214	12	1,076
うち時間外対応	4	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2	0	2	0	14
その他	54	19	33	32	0	0	10	2	0	181	0	40	10	127	12	8	528
うち時間外対応	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4
合計	923	103	215	583	15	19	283	10	5	765	0	225	67	730	343	86	4,372
うち時間外対応	17	0	6	20	0	0	8	0	0	17	0	3	3	0	2	7	83
実人数	589	61	116	305	10	19	151	6	3	76	0	99	22	510	327	62	2,356
うち新規人数	324	36	48	150	9	19	78	5	0	17	0	31	5	79	315	49	1,165

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	0	2
実人数	1	0	1	0	0	2

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	351	対象人数	3,171
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	211	対象人数	2,571
緊急対応件数(事故対応等)	件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	100	3	97	17	1
簡易型	28	3	25	1	0	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	223	8	215	48	2
モニタリング	回数	4,709	サービス担当者会議		回数	335

27

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	0	参加人数	0
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	17	参加人数	128
小地域支え合い連絡会	開催数	5	参加人数	78
行政等主催の会議等	会議数	35	参加職員数	50
地域主催の会議等	会議数	28	参加職員数	36
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	10
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	16
運営推進会議	開催数	33	参加職員数	33
研修	回数	11	受講職員数	23
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	4,595		
(内数)ケース検討会	開催数	41		

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	07
センター名:	住吉北あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	747	39	184	12	10	0	194	7	6	82	3	24	70	171	0	36	1,585
うち時間外対応	53	0	10	0	0	0	15	0	0	1	0	0	0	3	0	1	83
来所	183	13	30	0	3	2	23	4	2	4	0	7	7	6	101	2	387
うち時間外対応	10	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	21
訪問	254	15	56	14	5	15	133	7	4	37	1	12	30	39	344	3	969
うち時間外対応	25	0	5	2	1	0	17	0	0	0	0	1	0	0	8	0	59
その他	48	4	11	3	0	0	4	3	1	42	1	1	11	64	5	3	201
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5
合計	1,232	71	281	29	18	17	354	21	13	165	5	44	118	280	450	44	3,142
うち時間外対応	89	1	16	2	2	0	33	0	0	1	0	1	0	7	15	1	168
実人数	803	41	156	21	13	16	194	15	7	44	3	30	24	225	445	28	2,065
うち新規人数	536	34	109	18	10	16	137	10	4	11	3	15	13	57	438	27	1,438

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	829	対象人数	4,291
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	471	対象人数	989
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	102	2	100	16	0
簡易型	93	2	91	11	1	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	278	4	274	44	2
モニタリング	回数	3,700	サービス担当者会議		回数	421

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	11
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	14	参加人数	75
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	42
行政等主催の会議等	会議数	52	参加職員数	81
地域主催の会議等	会議数	64	参加職員数	100
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	7
介護リフレッシュ教室	開催数	2	参加人数	7
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	30	受講職員数	50
住民主体活動の後方支援	参加回数	44	参加職員数	64
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,650		
(内数)ケース検討会	開催数	12		

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	08
センター名:	住吉南部 あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・体系的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	267	168	148	141	73	1	2,920	22	0	114	5	51	61	75	229	260	4,535
うち時間外対応	17	2	8	1	1	0	107	1	0	20	1	1	2	2	3	11	177
来所	86	23	48	26	10	7	151	7	0	19	0	14	7	26	113	88	625
うち時間外対応	8	3	5	0	0	0	12	0	0	1	0	0	0	2	5	1	37
訪問	91	26	47	144	22	9	658	13	0	11	4	7	8	45	192	135	1,412
うち時間外対応	2	0	0	5	0	0	14	1	0	3	0	0	0	1	6	2	34
その他	11	9	11	6	6	0	131	8	0	58	2	3	3	2	14	22	286
うち時間外対応	0	0	5	0	1	0	10	0	0	9	0	0	0	0	0	0	25
合計	455	226	254	317	111	17	3,860	50	0	202	11	75	79	148	548	505	6,858
うち時間外対応	27	5	18	6	2	0	143	2	0	33	1	1	2	5	14	14	273
実人数	283	103	123	215	64	17	1,642	20	0	16	5	35	25	129	366	331	3,374
うち新規人数	178	59	67	116	33	17	324	11	0	6	5	22	4	26	319	242	1,429

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	430	対象人数	7,465
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	334	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型	管理数	うち新規数			委託数のうち 新規数	
			うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	
総合事業のサービスのみ	従来型	43	0	43	5	1	
	簡易型	62	0	62	7	1	
	セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	167	4	163	39	2	
モニタリング	回数	2,715	サービス担当者会議		回数	335	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	14
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	19	参加人数	33
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	31
行政等主催の会議等	会議数	32	参加職員数	37
地域主催の会議等	会議数	16	参加職員数	18
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	16
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	6
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	25	受講職員数	35
住民主体活動の後方支援	参加回数	17	参加職員数	17
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	866		
	(内数)ケース検討会	開催数	33	

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	09
センター名:	御影北部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマネ ジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	695	149	231	82	54	1	2,823	60	0	38	9	456	111	160	8	89	4,966
うち時間外対応	54	7	15	12	3	0	337	7	0	1	2	45	12	10	3	9	517
来所	92	26	39	1	2	0	44	3	0	5	0	27	7	7	82	5	340
うち時間外対応	15	7	5	0	0	0	5	0	0	1	0	1	1	1	14	0	50
訪問	185	38	78	73	11	4	954	32	0	13	4	111	34	33	191	43	1,804
うち時間外対応	23	2	9	7	1	1	100	3	0	3	0	5	1	2	26	3	186
その他	37	11	26	6	5	0	131	14	0	60	4	67	12	46	16	1,338	1,773
うち時間外対応	1	0	2	1	0	0	32	2	0	10	2	6	2	2	2	140	202
合計	1,009	224	374	162	72	5	3,952	109	0	116	17	661	164	246	297	1,475	8,883
うち時間外対応	93	16	31	20	4	1	474	12	0	15	4	57	16	15	45	152	955
実人数	618	157	232	126	63	5	1,660	36	0	32	7	353	98	183	291	814	4,675
うち新規人数	372	80	105	57	53	5	253	10	0	8	7	147	33	85	279	325	1,819

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	1	0	0	1
実人数	0	0	1	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	63	対象人数	1,397
	(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	35	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型	管理数	新規継続			委託数のうち 新規数
			うち新規数	うち継続数	うち委託数	
総合事業のサービスのみのみ	従来型	58	0	58	11	0
	簡易型	23	0	23	3	0
	セルフ型	0	0	0		
予防給付	介護予防支援	149	4	145	33	1
モニタリング	回数	2,326	サービス担当者会議		回数	278

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	14
	(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	29
小地域支え合い連絡会	開催数	3	参加人数	4
行政等主催の会議等	会議数	47	参加職員数	53
地域主催の会議等	会議数	18	参加職員数	30
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	3	参加人数	14
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	23	受講職員数	30
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	7
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,249		
	(内数)ケース検討会	開催数	246	

月別実績報告書 その1

(2020年度年間)

センター番号:	10
センター名:	御影南部あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に関 する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	2,048	130	375	441	25	1	4,711	0	32	336	0	177	782	85	308	114	9,565
うち時間外対応	13	0	5	3	0	0	276	0	0	0	0	1	40	2	0	3	343
来所	133	6	24	8	2	1	57	0	0	1	0	5	14	0	72	11	334
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	3	1	9
訪問	155	5	22	95	7	0	838	0	1	21	0	3	84	62	159	30	1,482
うち時間外対応	4	0	0	0	0	0	33	0	0	2	0	1	3	0	1	0	44
その他	0	0	1	0	0	0	103	0	0	0	0	0	1	0	0	0	105
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	2,336	141	422	544	34	2	5,709	0	33	358	0	185	881	147	539	155	11,486
うち時間外対応	19	0	5	3	0	0	311	0	0	2	0	2	45	2	4	4	397
実人数	592	21	109	195	10	1	2,211	0	1	25	0	54	108	85	224	95	3,731
うち新規人数	355	10	73	115	8	1	296	0	1	6	0	26	42	16	202	72	1,223

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	103	対象人数	4,603
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	94	対象人数	4,240
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	69	0	69	16	0
簡易型	18	0	18	2	0	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	147	2	145	28	0
モニタリング	回数	2,445	サービス担当者会議		回数	278

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	29
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	20
小地域支え合い連絡会	開催数	4	参加人数	54
行政等主催の会議等	会議数	23	参加職員数	28
地域主催の会議等	会議数	22	参加職員数	22
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	7
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	14
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	5	受講職員数	18
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	161		
(内数)ケース検討会	開催数	8		

月別実績報告書 その1

センター番号:	11
センター名:	六甲アイランドあんしんすこやかセンター

(2020年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・ 介護予防ケアマ ネジメント	権利擁護				包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護保険外 サービス	基本 チェックリスト		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害						
電話	319	17	51	6	5	0	284	19	0	93	2	95	166	56	14	92	1,219
うち時間外対応	30	3	7	0	0	0	24	0	0	4	0	0	1	3	0	2	74
来所	278	27	27	0	6	0	38	2	0	25	0	10	30	27	153	22	645
うち時間外対応	22	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	2	1	0	16	1	45
訪問	31	1	7	7	4	4	92	1	0	25	0	33	44	22	190	6	467
うち時間外対応	4	0	1	0	0	1	10	0	0	3	0	1	1	0	8	0	29
その他	11	1	4	2	1	0	5	1	0	28	1	7	16	0	10	2	89
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	639	46	89	15	16	4	419	23	0	171	3	145	256	105	367	122	2,420
うち時間外対応	56	3	9	0	1	1	35	0	0	8	0	3	3	3	24	3	149
実人数	626	44	75	12	10	4	184	8	0	9	2	53	39	80	347	27	1,520
うち新規人数	489	37	49	11	9	4	63	5	0	4	2	22	8	48	308	10	1,069

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険制 度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	967	対象人数	18,981
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	466	対象人数	10,480
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
	従来型	53	0	53	1	0
簡易型	25	0	25	0	0	
セルフ型	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	172	0	172	4	0
モニタリング	回数	2,845	サービス担当者会議	回数	253	

32

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	3	参加人数	67
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	12
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	110
小地域支え合い連絡会	開催数	2	参加人数	32
行政等主催の会議等	会議数	31	参加職員数	33
地域主催の会議等	会議数	21	参加職員数	24
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	4
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	24
運営推進会議	開催数	17	参加職員数	13
研修	回数	15	受講職員数	15
住民主体活動の後方支援	参加回数	16	参加職員数	17
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	531		
(内数)ケース検討会	開催数	39		

【2】令和 2 年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況】

1. あんしんすこやかセンター連絡会

開催回数:1回/月(令和 2 年 4 月、5 月、令和 3 年 2 月は、新型コロナウイルス感染症の流行により書面報告のみ)

参加者 :各センターより 1~2 名、区あんしんすこやか係、区社協等

内 容 :区、区社協、各センター職種代表からの連絡、情報提供、報告、新型コロナウイルス感染症関連情報交換(市内・区内の発生動向、最新情報の連絡、家庭内や集団の場での感染対策について、コロナ禍での介護予防)、認知症関連情報交換(コロナ禍における声掛け訓練の実施状況、認知症(疑い)の方に関する地域との連携報告等)、介護予防に関する新規事業の情報提供、消費者被害の情報交換、地域ケア会議の報告等

2. あんしんすこやかセンター職種別連絡会

開催回数:職種ごとに1回/2 か月(会場開催や新型コロナウイルス感染症の流行により Web 会議での実施、場合によっては中止)

参加者:各センター、区あんしんすこやか係、区社協、医療・介護サポートセンター等

①保健師・看護師連絡会

内 容 :新型コロナウイルス感染症関連情報交換、関係機関との連携(医療・介護サポートセンター、認知症初期集中支援事業チーム等)、その他情報交換等

②社会福祉士連絡会

内 容 :高齢者虐待対応状況、消費者被害状況、成年後見制度利用についての相談、コロナ禍での影響(サービスの減少で介護負担が高まり、虐待のリスクが生じる、閉じこもりによる虐待の増加等)、その他の情報交換等

③主任ケアマネジャー連絡会

内 容 :コロナ禍での地域包括ケア関連研修の企画・開催(*)、情報交換等

④地域支え合い推進員連絡会

内 容 :コロナ禍での地域支え合い活動の現状や課題、事業等の報告、その他情報交換等

* 地域包括ケア関連研修

- ・新型コロナウイルス感染症啓発研修会(感染対策を実施した会場での開催)
- ・医療と介護の連携による新型コロナウイルス感染症を正しく理解する(Web 研修)
- ・ひきこもりの状態にある方やその家族の支援に向けて(感染対策を実施した会場での開催)
- ・障害者の理解を深める研修(感染対策を実施した会場での開催)

【2】令和3年度あんしんすこやかセンター事業計画書】

センター番号： 01

あんしんすこやかセンター名：本山東部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

平日 9 時 00 分より 17 時 00 分までと土曜の 9 時 00 分から 12 時 00 分までセンター職員による総合相談業務を行う。夜間や日祝日の対応は、宮地病院総務課守衛室に電話が転送されるようになっている。緊急の場合には、守衛室よりセンター長に連絡が入り、必要であれば各職員の仕事専用の携帯電話に連絡をとる体制となっている。守衛室にはセンターの緊急連絡網を渡しており必ず緊急時にはつながるようお願いしている。

2. 職員の配置について

社会福祉士 1 名、主任介護支援委専門員 1 名、看護師(介護支援専門員資格あり)1 名、地域支え合い推進員名(社会福祉士、介護支援専門員資格あり)1 名、そして介護予防プランナー1 名、加配にて介護支援専門員 3 名を配置している。

3. 総合相談支援業務について

相談支援業務を専門職として適切に対応できるように、面談技術や介護、医療の知識の向上を目指し、積極的に外部研修会、法人内での勉強会に参加していく。センター内では、毎朝ミーティングを行いしっかりと情報共有、各専門職からの意見、指導を行い、個々のスキルアップができるよう行っていく。また、地域の社会資源の情報を日頃から個々がセンター職員である意識をもち常にアンテナをはり収集し、地域住民、圏域の介護支援専門員に情報提供ができるよう努めていく。さらに多く出ていき、当センターを知ってもらい、顔の見える関係になることで安心して相談して頂けるよう取り組んでいく。

4. 権利擁護業務について

地域住民が悪徳商法や詐欺等の被害にあわないよう、圏域内の事業所や地域行事に顔を出し注意喚起を行っていく。区あんしんすこやか係や警察、その他関係機関と連携を取り情報共有を行っていく。成年後見制度についても行事等で随時広報していき必要時はしっかり対応行う。

虐待に関しては、まずはマニュアルを読み込み、区あんしんすこやか係や警察等との連絡を密にし、慎重に対応をしていく。虐待を未然に防ぐことや、早期発見の為にケアマネや事

業者との勉強会を行い、そして地域住民に対しても啓発活動を行っていく。前年度より、コロナ禍のため地域行事が中止。その中、独居、老々世帯に直接訪問し、啓発活動を行っていった。引き続き今年度も行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため地域における連携、協働の体制作りや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行っていきます。地域住民や多種職とのネットワークの構築にむけて、地域ケア会議の必要性や意義を理解してもらうよう積極的にアプローチしていき、今後も継続して地域ケア会議や認知症サポートネットを開催していきます。

介護支援専門員には、インフォーマルサービス等の社会資源も広く視野に入れ継続的なサービスができる様に支援していく等、情報の共有・情報交換会等、定期的に研修会や連絡会を区全体のだけではなくセンター主催のものを開催していきます。困難ケース等に関しては、主任ケアマネージャーが相談に乗り、一緒に関わり支援を行っていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防サービスや地域のインフォーマルサービスに繋げる事で要介護状態を防ぎ、生き生きとした自立した生活を送ってもらえるよう支援していきます。介護予防の重要性を理解して頂けるよう啓発活動を行い、地域資源を増やせるよう育成等行っていきます。

昨年度、このコロナ化の中、何ができるのかを考え、圏域老々、独居等全世帯に数回フレイル予防チラシと当センターのチラシを手渡ししました。今年度も引き続き、マスク等も添えて行っていきたいと思っています。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民間での見守り合い、支え合えるコミュニティづくりを支援するため、引き続き地域ケア会議等を開催していく。まだ、繋がっていない地域住民の支援を行い、地域で支え合えるような仕組みを作っていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット『みのりの会』の支援を行っていく。この会より立ち上がった、誰もが集える2つの集い場は、引き続き後方支援を行っていき、地域住民に広めていく。今年度も勉強会、そして『高齢者認知症声掛け訓練』をいろいろなところで開催し、さらに認知症の理解を深めていきたい。

認知症に関しての困難事例等には、初期集中支援事業オレンジチームに適切に繋ぎ、解決していきたい。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員やボランティアの方たちと一緒に地域の要援護者や高齢者の支援を行いながら、区社会福祉協議会と連携を図り地域住民と共に住みよい町づくりに尽力していきたい。民生委員との小地域連絡会や毎月ある各給食会に参加し、地域の高齢者の情報共有を図る。夏の見守り調査時に民生委員が困った際は一緒に動き、補足調査時にも連携を行うことで地域でうもれている高齢者の発掘をしていく。前年度は、コロナ化の中、地域ケア会議開催時、全民生委員が出席してくれ、情報交換等ができ、有意義な会議が開催できたと思われる。今年度も引き続き、情報交換の場を設け、信頼関係をなお一層結んでいきたい。また地域との連携としてふれまち会議への参加や、地域行事に参加し、婦人会・自治会・有識者との連携も密に行っていく。

10. 医療機関との連携について

地域のネットワーク構築のためにも利用者の主治医や医療機関との連携がますます重要になってくる。そのため東灘区の医師会の勉強会や講演会等他種職連携の場に積極的に参加し、各職員の知識も増やしつつ医療と在宅がスムーズに連携できる様努めていく。また、地域ケア会議・認知症サポートネットに参加して頂けるよう普段から顔つなぎを徹底し、医療介護サポートセンターの協力も得ながら、連携がもっと図れるよう取り組んでいく。また当法人で行っているお結びの会や KIZUNA の会等でも医療機関との連携を図っていく。

11. その他関係機関との連携について

東灘区サポートネット構築事業において、地域の核となる住民、警察、学校、店舗等と協力していく。前年度においても、ふれまち会議には必ず出席し、情報共有、協力できることは行ってきた。引き続き、今年度もできるだけ協力していきたいと思っている。

警察からは連絡があれば、早急に対応し動くようにしている。日頃から地域交番、銀行、郵便局等には、訪問するようしており、顔の見える関係をつくるようにしている。

地域住民、地域団体、サービス事業所、と連携が取れるように地域ケア会議を開催していく。区あんしんすこやか係との連携を密に行いながら何事も迅速かつ丁寧に活動していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、適正な介護予防ケアマネジメントの確保、適正な情報提供に基づいたうえで、利用者や住民の意向を尊重し、利用者本意の生活ができるようにアセスメントを行う。

ケアマネ支援を行う際にも利用者と業者の間で適切なアドバイスが行えるようにする。解決困難な事例、圏域を越える事例等、センター間の連携、協力を図り解決に向けて取り組む。

また、利用者や家族の希望があれば適宜情報を公開し、ケアプランの作成やサービス提供に関わる苦情には相談窓口を設置し常に中立公正な立場を確保する。

センター番号:02

あんしんすこやかセンター名:本庄あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

高齢者の生活課題に対応できるようにセンター職員の配置を行い、行政機関・関係機関・地域団体と連携し、課題の解決に取り組みます。

土・日・夜間対応について、センター職員が24時間連絡対応できるように行います。

2. 職員の配置について

常時、地域包括支援センターの専門職を配置し、個々の高齢者や地域の課題に取り組めるように行います。また困難なケースや課題の多いケース等については、職員2名体制で行い、課題解決に努めていきます。

担当者不在時には他の職員が対応できるよう週1回の頻度で職員ミーティングを行い、情報共有を行います。

またコロナ感染拡大防止のため、職員は1日3回の検温の実施、常時マスクの着用、帰社時の手洗い・うがい・消毒の実施、さらに事務所内の換気・温度・湿度の調整・消毒を徹底して行います。

3. 総合相談支援業務について

個々の高齢者の相談に対し、来所・訪問・同行対応等を行います。

また相談の多い地域に関して、相談内容の特性などを分析し地域診断につなげ地域課題に取り組んでいきます。

コロナ対策として来所者への検温・消毒・アクリル板の設置・使用スペースの消毒を毎回実施いたします。

4. 権利擁護業務について

虐待対応について、通報があった際にはすぐに東灘区役所・行政機関に報告し迅速に対応を行う。また虐待防止の理解を広く地域住民に伝えるよう、定期的に広報啓発活動を行い地域の啓蒙活動に取り組みます。

高齢者の財産・権利等を守るために成年後見人制度の普及活動と消費者被害にあわないため地域住民への広報啓発活動を行います。

またケアマネジャーはじめ関係機関と連携をとり被害の防止に努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域で活動する、地域住民・民生委員・医療機関・ケアマネジャー等から相談に対して情報提供・カンファレンスの参加・同行訪問等を行い、課題解決のための活動を行います。

また地域住民・ケアマネジャーに対し、介護予防の推進・ケアマネジメント力の向上のための勉強会・研修会をおこなっていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者が日常生活の維持向上が行えるよう医療機関・介護保険事業者・ケアマネジャー・地域住民・地域団体と連携を行い、地域で継続して自立した生活が維持できるようサポートを行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

生活に不安・困難を抱える人、自らSOSが出せず孤立している人等、様々な地域課題を解決し支援するため「近隣の力」を育てるネットワークづくりと、介護予防の推進を展開していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

・コロナ禍においても脳トレ・フレイル予防の活動を集合住宅の集会所等で医師・看護師・理学療法士等を招き、健康に関するアドバイスや運動、脳トレを実施します。

また脳トレ・フレイル予防活動を協力してくれる医療機関と連携し、実施方法や回数、準備物品、広報・啓発活動について等話し合い、6月頃より順次準備の整った地域からフレイル防止のための活動を実施します。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事に積極的に参加し、日頃から連携しやすい関係づくりに努め、信頼関係が構築できる活動に取り組み、高齢者にとって住みよいまちづくりを目指します。

10. 医療機関との連携について

・医療依存度の高い在宅高齢者が安心して生活できるように、主治医、訪問介護、医療介護サポートセンターと連携します。

・精神疾患や認知症高齢者の処遇困難ケースでは病院やオレンジチームと連携します。

・フレイル予防、認知症予防に対し医学的見解を医療関係者に依頼します。

11. その他関係機関との連携について

地域活動を行っている防災福祉コミュニティ・まちづくり協議会・学校関係者等と連携を深め、高齢者に関連する福祉活動を広げていき住みやすい地域づくりを行っていきます。

高齢者だけでなく、障害者・児童などの団体とも連携を行い、児童・障害者・高齢者が共に助け合える街づくりを行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターの設置趣旨を理解し、運営方針・運営目的を遵守し公正中立な立場に立ってセンター業務を行っていきます。

また知識・技術の向上のため、研修会に参加し、地域活動の取り組みを広げ、地域貢献を行っていきます。

センター番号:03

あんしんすこやかセンター名:本山南部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

昨年度の評価をもとに、地域活動計画や事業計画をセンター職員全員で策定し、進捗を確認

しながら年間を通じて計画達成を目標に取り組みます。

また、年間を通して地域住民からの相談に対応できるように、営業時間外はセンター職員が専用携帯電話を所持し、連絡体制に沿って適切に連携します。

2. 職員の配置について

センター4職種各々が補完しながら業務効率に努め、また定期的に研修に参加することでスキルアップに努めます。職員間においても知識や情報の共有を密におこない、専門性の向上や円滑な業務の遂行に努めます。

3. 総合相談支援業務について

地域活動計画に沿って、積極的に地域へアプローチすることで、センターの認知度の向上をはかり、より地域の身近な存在になることを目指します。また、さらにチームアプローチを意識して、報連相を密におこない、職員全員でマネジメントにおける業務の遂行に取り組みます。

4. 権利擁護業務について

日頃から地域に向けて、高齢者虐待や成年後見制度の利用、消費者被害の広報をおこない、早期にセンターに相談が入るように意識の向上をはかるとともに、実際に起こったケースについては、区や関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応し、地域住民の権利擁護に取り組みます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

支援困難ケースにおいて、適宜同行訪問やカンファレンスの開催をおこない、ケアマネジャーの自立に向けた支援に努めます。また継続して圏域内のケアマネジャーや介護事業者に対して連絡会を開催し、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナ禍の自粛の影響における高齢者の体力低下を受け、定期的に広報や行事の開催を通して、地域住民に介護予防の啓発を積極的におこなうとともに、地域や関係機関と連携することで、早期に対象者を把握し、適切なサービスや社会資源へつなげます。また、要支援者や事業対象者に対しても、社会資源を有効に活用したマネジメントを実施することで、自立支援につなげます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

小地域支え合い連絡会における情報交換を通して、地域の状況把握や課題発見に努め、またコロナ禍における地域行事の縮小や中止を受けて、地域アセスメントを再度実施し、住民相互の支え合いに資するつどい場の立ち上げに向けて、地域住民主体の視点で積極的に後方支援に努めます。

8. 認知症に関する取り組みについて

コロナ禍の自粛の影響により認知症の進行が心配される中、既存の「もっとみんな認知ネット」活動のネットワークを活用して情報共有をおこない、また日頃の広報活動を通じて、地域に対して早期発見の意識を高めるとともに、対象者に対して神戸モデルの利用や適切なサービスにつなげることで MCI の段階から介護予防の取り組みを推進します。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアとの連携によりコロナ禍の地域住民の見守りにおいて、早期に相談が入りやすいように、日頃から顔の見える良好な関係づくりに努めるとともに、幅広くセンターの広報に努めます。

10. 医療機関との連携について

日頃の個別ケース支援において主治医と密に連携をはかり、連携シートを有効に活用することで入退院時の円滑な連携に努めます。また、三師会に対して地域ケア会議への参加を依頼し、協力して地域課題解決に向けて取り組みます。

11. その他関係機関との連携について

個別ケース支援において、必要に応じて適切に関係機関と役割分担をおこないながら連携をはかるとともに、コロナ禍の自粛の影響により認知症の方また認知症が疑われる方についても、必要に応じてオレンジチームや認知症疾患医療センターと連携をおこない適切な支援につなげます。また、医療介護サポートセンターと協力して定期的に医療との連携、区内のケアマネジャーの支援をおこないます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が市より示されているセンターの運営方針や運営要綱、実施要領を十分に理解し、必要に応じて事務マニュアルを確認しながら適正な事業運営に努めます。

また、随時区と連携をはかり、必要に応じて市への連絡、相談をおこないながら業務を遂行します。

センター番号:04

あんしんすこやかセンター名:本山西部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続出来るように、高齢者を中心に地域住民や他職種が連携し、社会全体で支える地域作りを目指します。

そのため、本山西部あんしんすこやかセンターの運営方針や計画・目標を明確にし、全職員での共有化を図り、進捗状況を随時確認しあいながら、コミュニケーション力を高め、センター業務を計画的に遂行します。個人情報保護法を遵守し、公正中立で適切な支援を行います。

圏域外にある事業所なのでフットワーク軽く、地域へ出向いての相談会を行います。祝祭日や土曜日の開所、電話転送による24時間対応の運営体制を確保します。

4職種で午前・午後の当番を決め、常に電話や受付対応をします。

2. 職員の配置について

看護師1名 保健師1名(加配) 社会福祉士1名 主任介護支援専門員1名 地域支え合い推進員1名 プランナー2名 事務職員(パートを月～金配置)

すべての職員がセンターの役割及び業務全体を理解するように情報共有を密にし、お互いに連携・協力しながらチーム作りをしていきます。

3. 総合相談支援業務について

昨年度に引き続き、地域である行事に積極的に出向き、高齢者や担い手などから情報収集を行います。R3、4月から圏域変更で田中町 3,4,5 丁目が圏域に追加されたので利用者・地域の人や担い手と連携を取り、信頼関係の構築を図ります。相談記録を有効活用して課題分析をしていき、センター内で情報共有を密にしていきます。エリア内で行事の終了後に出張介護相談会を随時していきます。

更に職員の専門知識やスキルアップ出来るように研修の参加体制を整えます。

4. 権利擁護業務について

権利擁護全般(成年後見制度・虐待・消費者被害など)地域のつどい場や行事で広報・啓発を継続します。随時チラシを配布します。今年度はコロナ収束したら講義形式で情報提供し、理解を深める話が出来るように努力していきます。また事業所連絡会でも広報出来るように企画します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域住民や困難ケースなど地域の事業所の声を反映し、地域ケア会議などを開催して地域の医療機関や関係機関との連携を図っていきます。

圏域の事業所とも連携を図り、支援困難ケースを必要に応じ、同行訪問し、サポート的な支援をしていきます。

地域の特色を生かし、事業者とも顔の見える関係性を構築し、ネットワークの強化を図ります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナに負けないフレイル予防支援の普及啓発に重点を置きます。

今年度、田中町 3,4,5 丁目を含め、西岡本を中心に地域ケア会議での継続課題である本山西地域福祉センターの認知度向上のためフレイル予防の企画をふれまち協議会と共催でします。「カメの散歩」や2カ月に1回ある「健康クラブひまわり」は継続します。

予防給付のマネジメント業務については適切なアセスメントをして利用者とともに目標を描き、自立した生活ができるようにマネジメントの強化を図ります。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りや支援が必要な高齢者だけではなく、元気な高齢者にとっても住み慣れた地域で孤立することなく、地域住民の居場所や活動の場作りを地域に積極的に出向き、一緒に考えていきます。

(ア) 地域ケア会議の充実を図る。

(イ) 地域で開催される行事、給食会、地域拠点型デイサービスなどに職員が交代で参加し、高齢者が安心して生活できる情報を発信します

(ウ) 地域団体が主催する 3 回目のふれあいフェスティバル(去年はコロナで中止)を一緒に考えていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

昨年度に引き続き認知症にやさしいまち「神戸モデル」の啓発・広報に努めます。

認知症への正しい理解と知識を深められる企画を考えていきます。バラ公園ネットワークは継続していき、今年度は認知症サポーター養成講座研修の実施をします。

初期集中支援チームとも引き続き連携をしていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛ボランティアなどとの連携を図り、相談を受けたケースに対しては迅速に対応し、情報共有を図っていきます。また地域行事に積極的に参加し、顔なじみの関係をつくる

ことで気軽に相談出来るようにしていきます。

10. 医療機関との連携について

日頃より地域の医療機関や病院連携室などとの連携を密にとり、在宅高齢者の介護・医療支援が円滑に行える体制作りを努めていきます。医療介護サポートセンターや薬局との連携の強化に努めます。特に薬剤師(薬局)とは事業者連絡会にもお誘いし、連携を深めていきます。

個別ケースを通してかかりつけ医と連携を深めます。

11. その他関係機関との連携について

圏域内の居宅介護支援事業所や介護事業者などと連絡会などで信頼関係を構築し、連携を深めていきます。

近隣住民・民生委員・老人会・婦人会・ふれあいまちづくり協議会・ボランティア・区役所まちづくり課・社協・警察・障害福祉センター・NPO 法人などとの連携の強化を図り、更に担い手の発掘をしながら関係作りも構築していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターの運営方針やマニュアルの理解を深めるとともに、日常業務の中で徹底を図り、コンプライアンスを徹底した運営を進めます。

高齢者に提供するサービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないように、広く情報提供を行い、利用者の意思決定を尊重します。

センター番号： 05

あんしんすこやかセンター名：魚崎北部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

16年目を迎える地域包括の目指す重点目標計画は

- ① 認知症サポートネット「お魚の会」兼「地域ケア会議」で、認知症の人を対応している地域の人やお店の人、どう接したらよいか、地域で支える仕組みはできないか等、一緒に考える。
- ② 開催場所や広報場所や方法を検討し、フレイル対策を含めた介護予防普及啓発事業の推進。
- ③ 地域包括ケアシステム構築の為、個別事例の地域ケア会議の推進。
- ④ 単身高齢者・老々世帯の見守り、閉じこもりを防ぎ地域に出かけていけるよう、地域支え合い事業の推進。つどい場の少ない北青木地域の情報をリサーチする。北青木の高齢化率の高いマンション近くの公園で体操を実施する。
- ⑤ 高齢者への虐待防止、消費者被害防止、成年後見制度の活用等の権利擁護支援への早期対応。

以上5点である。

支援体制は、休日・夜間帯も緊急連絡が入れば、すぐに職員の電話につながり、対応できるよう連絡体制をとっていく。緊急事例については区役所共連携して対応していく。

令和3年度も「挨拶を徹底し、個人情報には注意しながら連携を図り、迅速にかつ素早く対応できるチームワークの良い明るいセンター」をモットーとする。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名配置。センター職員は、令和元年6月より職員異動なく、虐待ケースや困難ケースも連携良く支え合い対応できた。令和3年度も引き続いてセンター内連携をとりながら迅速に動けるセンターを目指す。

内部の会議や研修を行い、外部研修等を受け、お互い成長し、センター内で情報を共有し、一緒に対応を検討し連携をとりながら、業務にあたっていく。

給付管理の1人30件制限もあり、令和1年度より介護予防専任者(プランナー)を非常勤2名配置し、職員変更なく勤めている。

4職種とも、センター業務に力を入れられる体制である。

3. 総合相談支援業務について

地域行事、認知症サポートネット「お魚の会」、介護予防教室「元氣いきいき講座」、地域のつどい場等のもとより、地域とつながりの希薄な人にも、高齢者の相談窓口としてセンターがある事や介護保険や神戸市の施策、インフォーマルな支援についても情報を提供できるように、商店、マンション、病院、薬局、銀行、郵便局など広報場所を増やす。特に高齢化率の高い地域やマンションなど広報場所や方法を検討し実施する。情報の届きにくかった高齢者やその家族が、問題を抱え込まずに相談できるように地域に広める。

センターの目標や圏域内のつどい場紹介を掲載したセンター紹介チラシや「魚崎つどいばめぐり」の冊子を、地域で配布、掲示、設置をして、相談窓口やつどい場を知って頂き活用して頂く。

相談対応は、担当者一人ではなくセンター職員全員で共有し、それぞれの専門性を生かし、検討し対応する。

虐待や困難事例等は、センター職員全員で共有検討し、複数で対応する。

4. 権利擁護業務について

権利擁護とは個人の生活・権利をその人の立場に立って代弁し主張すること、本人としっかり向き合い、意思を受け止め、本人が主体的に生きる力を取り戻すための支援をすることであると捉える。

権利擁護が必要なケースの中には、客観的には支援が必要だと判断される場合であっても、本人がその必要性を感じていないケースが多く含まれる。また、虐待等やそれに準ずる困難ケースを見る限り、家族が必ずしも本人を代弁するとは限らないことから、本人の状態状況をチームで見極め、適切なタイミングで支援に繋げることを重視したい。最もポピュラーな制度として、成年後見制度があるが、補助、保佐相当の制度活用も積極的に行なっていく。

センター職員が研鑽を積み、権利擁護に関連する制度の理解を深めることも重要である。成年後見制度や法テラスの制度は頻繁にマイナーチェンジが行われている。また、銀行協会の新たな取り組み(家族でも預金の引き出しが事情によって可能とする制度)も始まっている。司法専門職との協働を積みながら、制度の使い方について司法専門職から学び、その情報をセンター内で共有する。また、事業所連絡会等を通じ、つながりのある事業所や支援者にも情報提供していく。さらに、地域住民に対して、権利擁護相談の窓口の案内の他、制度利用に係る誤解(経済的に貧しいと利用が出来ない等)を解くような情報提供を昨年引き続き行う。冗長な制度説明ではなく、1枚もののチラシを作成して、各所で配布、説明していく。高齢者虐待についても、簡易なチラシを作成し、地域住民の方にできる虐待防止について広報する。消費者被害については昨年作成した「コロナ詐欺」「押し買いゆるさねえ」等と同様に、身近な情報や起こりうる特殊詐欺の情報をチラシ作成等で分かりやすくリアルタイムで広報していく。コロナ禍継続もあるので、事業所にチラシをデータ送信する等、方法も検討する。圏域の金融機関と協働できないか、金融機関にアプローチする。

神戸市の弁護士相談を積極的に活用し、法的裏付けの元での介入を実施するとともに、弁

護士相談事例として事例の蓄積を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今年度も、地域包括ケアシステム構築の為、「地域ケア会議」を開催していく予定である。

・第1回目 認知症の人との対応地域の困りごと検討(お魚の会合同)開催 7月

・第2回目 認知症の人の事例検討会 11月

※地域での困りごと(認知症等)を、地域の力を借りて解決していく事例検討会を行う。

・第3回目 認知症の人の対応地域産業の困りごと検討(お魚の会合同)開催 1月

その他、小地域ケア会議は、その都度開催していく。

一人ひとりの高齢者が安心して地域で暮らし続ける為に必要な資源、支援を広く集め、生活を統合的に支えていき、高齢者の心身や生活環境などの変化に応じて適切な支援を行っていく。その為に必要なのは、関係機関への支援、特にケアマネジャーに対する個別支援であり、相談者であるケアマネジャーの主訴や求めている支援、実施した支援など、関係機関やケアマネジャーの意見を聞き、ケアマネジメントリーダー的な業務を推進する。「決して一人で悩んだりしない」ことを伝え、皆で困難事例等を共有するように支援していく。地域包括ケアに向けて、ケアマネジャー支援とネットワークを構築していく為に、ケアマネや事業者向けの連絡会や研修等を開催する。コロナ禍の為 WEB 会議も視野に入れていく。

・事業者連絡会

精神障害 7月

成年後見制度 11月

※8050 問題やヤングケアラー問題を含めた研修を行っていく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

1 人ひとりの高齢者の心身の状態、家族状況、生活環境、経済状況、生活歴等広くアセスメントして、必要な支援を検討し、適切な支援を提供する。

要支援者や事業対象者には介護保険サービスだけでなく、フレイル改善通所サービスの案内、フレイル予防対象者には必要な支援を検討し、地域拠点型一般介護予防事業や地域の居場所などの紹介やフレイル予防の情報など、適切な支援を提供する。また、利用者様の状態により積極的にリハビリ専門職との同行訪問によるアセスメントを活用し、より正確なアセスメントとニーズ把握に努める。

今年度も「元いきいき講座」を年2回実施予定である。うち1回は、6月にフレイル予防支援事業であるシンコースポーツによる「あなたの身体は今、何点？」を高年齢率の高い魚崎北町にある横屋会館で実施予定である。

北青木の高年齢率の高いマンションに広報して、近くの公園で体操を実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ご利用者様、地域住民、地域役員、マンション管理人、地域産業(商店、スーパー、銀行、郵便局等)医療(病院、薬局等)介護事業所に、何か困りごとがあれば、ご連絡いただけるように、日頃から、センター広報紙にセンターの目標を記載し、配布や説明などを実施し、顔の見える関係作りを今後も継続して実施する。特に、甲南商店街の地域産業や北青木の地域役員やマンション管理人など重点的に取り組む。
- ・コロナ禍での居場所の実施に各グループは大変苦勞されている。コロナ禍なのでできないとあきらめず、コロナ禍でもできることを一緒に考えて、取り組んでいけるように話し合いを重ねながら後方支援する。
- ・地域住民、地域役員、地域産業など連携機関情報や暫定訪問より地域住民の困りごとを発掘する。地域の困りごとより、必要な新しいグループ活動の推進、地域に密着した活動を検討する。信頼されるように、日頃から住民とのコミュニケーションと笑顔を大切に取り組んでいきたい。
- ・コミュニティサポートグループの育成支援事業
今年度、継続してのコミュニティサポートグループはないが、また、新たなグループの立ち上げがあり、支援が必要な場合に備えて、助成金の説明、会議への出席などができるように準備をしておく、頼れるセンターの存在をアピールしていきたい。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポートネット「お魚の会」は10年目を迎え、センターに認知症に関する相談や地域からの情報が増えている。今後もご本人様やご家族様や地域の支援者の不安や負担が軽減するようサポートをしていく。認知症ケアパス、神戸モデルの認知症診断、賠償責任保険、GPS 駆け付けサービス、安心登録制度、KOBE 見守りヘルパーなど情報提供する。

地域診断より、認知症発症後も自宅で生活したい人は多いが、認知症の人が地域活動に参加した方が良いという意識の方が少ないことが分かった。認知症の知識や認知症の人にやさしいまちづくりの意識を高めるように、周知に努める。

令和2年度 認知症介護家族(ケアラー)の声に耳を傾ける(地域ケア会議合同)開催した。ケアラーのケアの視点の必要性、認知症と診断された時の寄り添う事、制度や介護及びインフォーマルな支援など、居宅や事業所、病院などへも広報しその人達が、認知症の人やケアラーへ情報提供できるようにする事の必要性など、課題が見えてきた。今年度は、それを踏まえ取り組む。

- ・第1回目 地域の人が困っている認知症の人の行動をロールプレイし対応を検討(地域ケア会議合同)開催 7月
- ・第2回目 甲南商店街の銀行、郵便局、地域産業の人に、認知症の人の対応での困りごとを聞き取り、地域産業、医療、介護、地域住民、センターがどのように連携し、

対応したらよいか(地域ケア会議合同)開催 1月

平成28年4月にオープンした認知症当事者が主催の認知症カフェ UME のつぶやきも軌道に乗り参加者も定着している。今年度も引き続き、その後方支援をする。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・定期的に行われる見守り連絡会(小地域連絡会含む)や民生委員連絡会、毎月の給食会・各居場所に今年度も参加する。顔の見える関係づくりは継続していきたい。
- ・圏域内にある、銀行や郵便局、スーパーやコンビニ、病院や薬局など、こまめに訪問し、困りごとの発掘や、何かあれば相談していただけるような関係性を構築したい。
- ・民生委員や地域の商店、地域住民などからの情報があった場合には、センターで情報共有を行い対応検討し、できるかぎり早く対応する。

10. 医療機関との連携について

令和3年度も、入退院時に病院と連携し、「入退院連携シート」等を活用しながら、情報共有し一緒に対応を検討する事で、「スムーズに在宅復帰や施設入所等支援が提供できるようにする。

病院や薬局に、制度やインフォーマルな情報を提供し、掲示やチラシ配布など協力依頼し、地域とつながりの少ない人にも、情報提供できるようにする。

また医療機関での研修や会議に参加し連携を強化していく。

11. その他関係機関との連携について

新型コロナウイルス感染症予防を念頭に置きながらの対応となる。地域の居場所、婦人会や老人会の行事に参加し、センターが相談窓口である事、介護予防、フレイル予防、認知症、神戸市の施策、インフォーマルサービスの紹介、感染症や熱中症や詐欺などの注意喚起など、様々な情報を提供していく。ICTによる参加が可能な居場所・機関に対しては、ICT活用による参加も検討する。

また地域役員(自治会、防コミ等)、婦人会、老人会、ボランティア等と連携し、情報提供と情報収集をして、必要な支援や取り組みを検討していく。

既存の地域コミュニティだけでなく、商店や金融機関等とも連携が取れないか模索する。例えば、コープこうべや三井住友銀行、郵便局との協働や協力関係の構築、また新たに高齢者の見守り提携事業者に加わった公衆浴場とも協力関係を作っていく。

成年後見制度の活用が増える中、司法専門職との連携は不可欠となっている。今年度も継続して、司法専門職との協働を通じ、事例を積み重ね、事例と後見導入検討のより適正なマッチングを図って行く。普段、関わりのある司法専門職の方々には地域ケア会議や地域での広報活動への参加依頼をし、個別事例だけの関わりでなく、顔の見える相談のしやすい関係を作っていく。またリーガルサポート等司法専門職団体からの研修会等への参加要請があった

場合は積極的に参加する。

毎月 2 回開催の「魚崎ご近助さん」は、地域共生社会を目指し、年齢、性別、介護、障害などの枠なく誰もが相談できる場所として、地域住民、障害支援センター、地域包括(魚崎北部、魚崎南部)で開催している。高齢者問題だけでなく、子供、障害、認知症、ケアラー、こども若者ケアラー、8050 問題など様々な問題を、相談対応、共有、研修など実施して行く。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険法令に従い、地域包括支援センターとして要支援・要介護状態にある高齢者、事業対象者に対し心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、介護予防プランの作成を行う。

事業の実施にあたっては神戸市介護保険課、東灘区健康福祉課あんしんすこやか係、地域の保健医療福祉サービスと連携し、公正・中立な介護予防サービスの提供を目的とし連携を図る。

センター番号： 06

あんしんすこやかセンター名： 魚崎南部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

事業の公平性を重んじ公正中立を守るため、あんしんすこやかセンター運営要綱、事務マニュアルに準じ、センター運営評価を守った運営を行う。

また、夜間・休日においては職員の携帯電話へ転送により24時間相談対応できる体制をとる。様々な相談に対し円滑かつ柔軟に対応できるように毎朝で情報の共有と方針の検討を行い、担当者不在の中でもスムーズな対応が出来る体制作りを行う。

2. 職員の配置について

センター職員は資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、国の人員基準に沿い4職種(看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士・地域支え合い推進員)を配置。

指定予防支援事業の適正化のために介護予防プランナーを2名専任として配置。

権利擁護に対する相談も多く、法人加配で社会福祉士の2名体制を継続、5月からは地域支えあい推進員も法人加配で2名体制としセンター業務をチームで協力して行う体制を強化する。

LSA 事業についてはセンター全員で対応を行うことを継続する

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者の総合相談窓口として、普段から軽微な事でも相談できる関係で、地域に根差したセンター運営を目指す。

総合相談支援業務を通して住民の様々な課題やニーズの把握を行い、地域のインフォーマルな情報を整理して適切な関係機関及び制度の利用、社会資源につなげる等の支援を行う。

- ・ 土曜日を月に一回開所日とし、職員2名体制で対応を継続
- ・ 青木出張相談の場に継続的に相談が入るようになってきている、出張相談を継続していきセンターの周知、情報発信を行う
- ・ 相談の記録をデータ化、積み上げをし、単発な支援でなく、継続的な対応をしていく
- ・ 今年度は店舗や、新たな地域の情報発信者、ツールを発掘していく。
- ・

4. 権利擁護業務について

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない等、

困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことが出来るよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

- ・ 高齢者虐待防止の手引きに沿った対応を適切に行い、常時行政や関係機関と連携を取りながらチームアプローチでしていく。
- ・ 消費者被害についての情報が自治会を中心とした魚崎町防犯の情報ルートで啓発が出来るように、関係性を引き続き作っていく
- ・ 新しくなった虐待マニュアルの再確認、オープン用のマニュアルを活かして関係機関との連携をよりスムーズにしていく
- ・ 弁護士相談なども積極的に利用して様々な関係機関と連携して解決を導く

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

多様な生活課題を抱えている高齢者が地域で安心してその方らしい生活を維持するために必要な社会資源を適切に、切れ目なく活用できるよう多職種、他機関とのネットワークを利用しながら包括的・継続的ケアマネジメントを行っていく。

- ・ 医療機関との連携→こぶしの会、東灘区3師会、病院のMSW等との連携
- ・ 東灘区内の病院、施設、クリニック、センター、行政など様々な機関で働く保健師・看護職の連携会議に参加していく
- ・ 圏域内のケアマネ連絡会を、併設居宅を中心とした、圏域内の主任ケアマネージャーを中心に一緒に取り組んでいく
- ・ 圏域内事業者連絡会を3回～4回開催、その中で圏域内のサービス事業所、民生委員、など地域と事業者のつながりを強化していく。(事業者連絡会かわら版の作成)
- ・ 神戸市ケアマネージャー連絡会、各種関係機関と共同で研修開催
- ・ 支援困難事例への支援→ケアマネージャーと同行訪問、担当者会議への参加、地域ケア会議の開催を居宅介護支援事業所より事例を吸い上げ、選定して地域課題化へ
- ・ 認知症サポートネットの活動を圏域内の様々な機関と一緒にやっていく

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域で暮らす高齢者が要介護状態にならないように、具体的な生活目標をたて、対象者自身の意欲を引出すような自立支援を行う。地域活動への参加と介護予防の取り組みがマッチングできるように個別支援とコミュニティ作り、社会資源の発掘を行っていく。

- ・ 介護予防ケアマネジメントマニュアルに沿って適切な介護予防マネジメントを提供
- ・ 自ら介護予防に取り組めるような動機づけを意識したケアマネジメント業務を行う
- ・ 介護予防につながる地域のインフォーマルサービスの整理・活用
- ・ コロナ禍でも可能な「公園でラジオ体操」が地域に広まり介護予防やインフォーマルな社会資源として定着できるよう地域へのアプローチを行う
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながることを、広報を通して伝えて

いく

7. 地域支え合い活動推進事業について

ひとり暮らし高齢者等の実態把握の個別支援と合わせて、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体での支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する。

- ・ つながり通信を発信し、様々な人や、関係機関をつなげる支援を継続していく
- ・ 地域同士の支え合い活動そのものが介護予防につながるような視点からアプローチ
- ・ LSA対象住宅の高齢化が深刻化していることに対し、定期的に行事を開催して、住宅内外の関係づくりにも努める
- ・ コロナ禍で地域のつどい場が縮小傾向にある。三密をさけての活動の方法を一緒に模索し、地域活動を担ってこられたボランティアの方々の意欲が低下しないように取り組む
- ・ 昨年コロナ禍でセンターが中心となって始めた「公園でラジオ体操」が、つどい場がない中でとてもニーズが高かった。今年度は地域主体でいろんな場所で継続的に実施が出来るようにアプローチをしていき、地域の支えあい活動が低迷を防ぐ

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることが出来るように活動していく。

- ・ うおみな♡ハートネット(認知症サポートネット)の活動を通して、地域へ認知症の理解を深めるための啓発活動を行い、やさしい地域づくりの推進に努める
- ・ うおみな♡ハートネット通信を作成して活動の報告を定期的に地域の広報紙のルートを通して発信していく。
- ・ うおみな♡ハートネットの実行委員会の新たな参加者を募集
- ・ うおみな♡ハートネットの活動を通して認知症の協力店舗を増やすアプローチを検討、昨年度の声掛け行脚で接点を作った店舗を中心に協力店としてステッカーを貼りだしていただけるようにアプローチをしていく
- ・ 昨年度コロナ禍で出来なかった啓発のための講演会などをリモート等も取り入れて実施
- ・ オリジナルバッチに加えステッカーを啓発ツールとして利用していく
- ・ 認知症介護者支援として、リフレッシュ教室、認知症家族の会、オレンジカフェと連携
- ・ 神戸市安心登録事業への登録、認知症診断助成制度、事故救済制度などの啓発活動
- ・ 様々な啓発活動を通して行方不明高齢者検索メールの受信者を増やす。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員を中心とした個別支援だけでなく、地域のニーズや課題について地域住民自ら取り組んでいけるように、自治会・老人会・婦人会等の地域団体と、協働し住民同士の支え合いネットワークを強化、福祉力の高い町づくりを目指す。

- ・ 事業者連絡会へ民生委員に参加していただき、各関係機関の専門職と一緒にテーマに合わせて検討を重ねて相互理解を図る
- ・ 令和3年3月末で11年間地域の身近な相談の場であったあんしんすこやかルームあ〜もんどの活動が終了したため、そのエリアの民生委員の不安も強い。公園でラジオ体操などの場も活用しセンターと民生委員が気軽に相談できる場を積極的にもつ

10. 医療機関との連携について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには福祉系サービスと医療系サービスが連携し一貫した体制で提供される必要がある。保険・医療・福祉の質の向上のため、かかりつけ医や東灘区医師会・歯科医師会・薬剤師会との定期的な連携を行う。

- ・ 医療・介護サポートセンターとの連携
- ・ 医療機関のMSW、PSWとの研修などを通して実践的な連携
- ・ 認知症疾患医療センターや、認知症初期集中支援センターとの連携
- ・ 地域ケア会議等へ積極的に医師の参加も呼び掛ける
- ・ 認知症サポートネットの広報に圏域内の医療機関の支援を受ける
- ・ 圏域内事業者連絡会への参加要請や瓦版のお届を行い、センターの活動を情報提供

11. その他関係機関との連携について

魚崎南部あんしんすこやかセンターが円滑かつ効果的に事業を実施していくために行政機関や医療機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所、各障害団体、ボランティア団体、地域団体との積極的な関係作りが必要、様々な社会資源が連携し、協働できるようにネットワーク構築を担っていく。

- ・ 各種連絡会・勉強会・会議への参加
- ・ 警察・民間事業者等との日頃からの連携
- ・ 東灘区ケアネットカフェに参加し、多職種、地域住民、各種団体との連携、積極的に地域で活動されている方にセンターから直接案内をしていく
- ・ 児童館との連携、世代間交流を通して高齢者支援を地域全体で考える機会をもつ
- ・ 認知症サポートネットの活動から、地域の商店などさまざまな社会資源とつながっていくきっかけを見つけていく
- ・ うおざき障害者地域生活支援センター主催の共生社会を目指した地域のよろず相談窓口「うおざきご近助さん」の活動に協力させていただき、8050問題等の高齢者だけでは解決できない総合相談などの地域の身近な相談窓口からつなげていく

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

魚崎南部あんしんすこやかセンターの運営にあたっては、その運営が常に運営協議会の関与、地域の医師に基づいて行われるものであることを十分に認識し、公正・中立な業

務を遂行する。

- 正当な理由なく特定の事業者の利用に偏らない
- 特定の事業者が提供するサービスを不当に利用者に押し付けない
- 利用者自身が選択を出来るように十分に情報提供、説明を行い、自己決定を促す

センター番号(2桁):07

あんしんすこやかセンター名:住吉北部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

① 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

② 営業時間 9時～17時30分 月曜日～土曜日

(日曜日及び12月31日～1月3日は休)営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等する。

また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問・会議等で外出する場合には、介護予防支援担当ケアマネジャーや同一施設内の職員と連携するなど協力を求める。

営業時間外の夜間・休日における連絡体制は、同一施設内の事務職員・管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする連絡体制を整える。

③ 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定(取り扱い規定)に基づき、個人情報の漏れないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

④ ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

⑤ センターの広報

せせらぎ通信を定期的に発行すること等で、地域住民・民生児童委員・関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

⑥ 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に

対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士	3名
主任ケアマネジャー	2名
保健師	1名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、センターの広報に努め、センター職員がチームで情報を共有し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

(業務内容)

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行う。

③ 総合相談としての機能について

地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットやせせらぎ通信等広報誌を発行し、広報啓発をしていく。

相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように専門的・継続的な視点を持って支援を行う。

(業務内容)

① 消費者被害の防止

コロナ禍にあっても消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター

等と連携し、地域住民の皆様には掲示板等を活用や広報誌等で、必要な情報提供や注意を促す。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する。また、各事業所等にもメール・FAX 等で注意を促す。

② 成年後見制度利用の活用等

成年後見制度を広報するために、地域住民が主催する会議等でパンフレットを用いるなどで説明する。また、認知症、精神障害者等の事由で財産管理や契約等が困難で後見制度が必要なケースについては、神戸市成年後見支援センター及びこうべ安心サポートセンター、たんぼぼ、リーガルサポート、ぱあとなど兵庫等関係機関と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、圏域内のサービス事業所に東灘区虐待防止パンフレット及び早期発見チェックリストを配ること。さらに年 1 回は虐待事例のケースカンファレンスを実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者虐待の通報があった場合は、センター職員間で検討した上で神戸市虐待対応のマニュアルに従い、速やかに区あんしんすこやか係に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、朝礼や月1回の事例検討を目的としたケースカンファレンスにて現在の虐待・困難事例の実態を報告して、職員間の情報共有を図る。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し情報の共有を図り、ケアカンファレンスにて現在の実態を報告して、職員間の情報共有を図り、チームで適切に対応する。

⑤ 災害時等緊急時の対応

マイケアプランに災害時の緊急連絡先、避難所を記載すること等で、要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の緊急連絡先の情報を管理する。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

また、防災福祉コミュニティ等地域の関係機関と連携し、平時より地域で見守り支え合えるよう顔の見える関係づくりを進めるなど、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を検討する。

⑥ 感染症対策

神戸市の指針を確認し、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医等医療機関と介護支援専門員との多職種協働、及び地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

・地域ケア会議等で圏域内の介護支援専門員をはじめ、地域住民・居宅サービス事業者・医療機関・民生委員児童委員等に個別課題や地域課題の情報を共有し、課題解決方法を検討していく。その際には、介護と医療等多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会・薬剤師会・医療介護サポートセンター・オレンジチーム等に協力を働きかける。

② 介護支援専門員の個別支援

・住吉北部地区圏域の利用者を担当している介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時事例検討会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行う。

・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンター、医療介護サポートセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。また圏域内の介護支援専門員の情報交換会を随時開催し、介護支援専門員を支援する。

また、コロナ禍においても WEB を通して研修や情報交換ができる体制を整え開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

全職員が介護予防ケアマネジメントに関する制度や目的を正確に理解して、生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立生活ができるよう適切な支援を行なう。特に今年度は住吉本町地区で重点的に居場所づくりを目指し、コロナ禍においても感染症対策をとり、ふらっと住良本町の開催等で健康でいるためにフレイル対策の3つの柱(栄養・身体活動・社会参加)を広めていく。

要支援認定者及び事業対象者数 **380** 名程度

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活状況を把握するためのアセスメントシートを用いて、生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・介護予防プラン(介護予防サービス支援計画・マイケアプラン)の作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防

のための目標の共有に努める。

・サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。

・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をしていく。

- ② 要支援者及び事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。
- ③ 委託事業者への適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について助言していく。
- ④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。
- ⑤ 新型コロナ感染症対策を講じながら、各々地域の実情に応じて自然と介護予防につながる環境づくりをしていく。特に地域住民自らが「つどいの場」づくりを行える仕組みを構築していく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とする。

特に今年度は、ルームどんぐりが廃止され、民生児童委員不在地域である住吉台県営住宅地区を重点とし、改めて見守り体制について検討していく。

コロナ禍においてもコミュニティづくりを進めるために、飲食を控えた少人数での集いの場の支援・広報誌の発行・WEBで情報交換を実施していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

以下に事業を推進する。

- ① 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進を図る。認知症予防及び早期診断制度の活用や行方不明になる心配がある高齢者を支援する見守り支援等で、神戸市安心登録事業を推進する。
- ② 住吉小学校地区で声かけ訓練が開催できるように、地域住民の皆様が認知症の理解を深める研修会を開催する等準備を進めていく

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。またコロナ禍においても、地域住民が主催する会議や行事が開催されれば積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミ

ユニティづくりを支援する。

(業務内容)

- ・住吉中部及び住吉北部小地域支え合い連絡会の開催及び民生委員児童委員の連絡会及び友愛ボランティア連絡会に参加
- ・一人暮らし老人・老老世帯の見守り活動の連携
- ・地域のふれあい喫茶等行事及び渦が森プラザ等の地域住民主催の会議に参加

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにし、サービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得る。また、地域ケア会議及び地区ネットワーク会議等に参加を呼びかけ、多職種協働体制ができるように働きかける。

さらに WEB で開催されている医護サポートセンターの会議や研修に積極的に参加し、必要な情報が得られるように連携を深めていく。

11. その他関係機関との連携について

昨年度と同様に住吉北部圏域を住吉本町・住吉山手・住吉台・渦森台の 4 地区に分けて、それぞれ地域診断に基づき課題を抽出し分析を続ける。特に住吉台及び渦森台については昨年度に引き続き地域ケア会議を開催し、ゴミ出し問題や世代間交流等、フードドライブ等に取り組む。そして、住吉山手地区においては、集いの場づくりを続ける。また、特に住吉台における見守り体制を検討するにあっては、自治会や老人会等住吉台にある地域の住民団体や友愛ボランティアとして活動されていた方々等に働きかける。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止(利用者申込者の意思が前提)
- (2) 介護予防プラン作成の予約禁止(利用者申込者からの依頼が前提)
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
(サービス利用はケアプラン作成が前提)

- (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

13 新型コロナウイルスに関する感染拡大防止と個別相談の取り組み

神戸市の方針に基づき、高齢者の皆様に感染拡大防止の観点より、密接・密室・密閉状態の防止、及び介護予防に関する広報啓発を続ける。

特に今年度も地域のコミュニティ活動は自粛される見通しのため、高齢者の皆様はコミュニケーションが不足し、閉じこもりと不安感が強くなること等フレイルが予想されるため、個別相談に応じて介護予防等フレイル対策を実施する。

センター番号： 08

あんしんすこやかセンター名： 住吉南部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

社会福祉法人二人同心会を運営母体とし、法人の協力を得ながら、公正・中立を基本理念とし、地域に密着した事業運営を継続的に行う。

営業時間は月曜日～土曜日(祝日含む)の9時～18時とし、突然の相談来所、電話相談にも対応できるような体制をとる。また、休日や時間外の電話対応については、同一法人運営、同一建物内併設の特別養護老人ホームセラヴィへ転送、第一報は特養職員が対応、必要に応じてセンター職員に連絡するよう周知しており、今後も24時間の相談体制を維持・継続する。

2. 職員の配置について

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員、各1名を常勤専従で正規配置。今年度より法人独自の加配職員として看護師、地域支え合い推進員を各1名配置。各事業に対し、4職種が各々の専門性を活かし、センター圏域内・外の情報共有が迅速にできるよう、毎朝ミーティング等で情報共有を徹底。また、優先順位をつけて行動ができるよう 事務所内で可視化を図る工夫をするなどし、円滑なチームアプローチ実現に努める。

3. 総合相談支援業務について

地域における総合相談窓口として、介護保険制度・介護保険外の様々な制度や集い場の情報等を把握できるよう常に情報収集を心がける。

また地域の特性を把握し、必要な人に必要なだけの支援がおこなえるようニーズに則した情報提供や情報共有の方法も工夫・改善していけるように日々心がける。

また、引き続きセンターの役割を圏域内に広く周知できるように働きかけを継続する。

4. 権利擁護業務について

権利擁護に関する相談や通報に対しては、迅速で的確な対応が出来るように職員間の理解や情報共有を徹底し、行政および関係機関と随時連携していく。特に虐待については、関係機関と連携を取り、役割分担をうまくとれるよう体制をつくり、早期解決を目指す。

また、センター職員が研修会等に参加するなどし、自己研鑽に努め、さらに専門性を高め

ると共に他の専門職とのネットワークを活かし、より専門性の高い支援、適時の対応を心がける。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内の他センターや三師会等とも協力し、事例検討会や認知症についての研修会等を年に数回開催。コロナ禍でも情報共有できるようにオンラインソフトを活用するなどし、圏域内・委託先の居宅介護支援事業所との連絡会や研修会等を開催、関係機関の情報提供、意見交換等の場、ケアマネジメントに関する勉強会等を積極的に展開する。

また、個々の介護支援専門員に対しても必要に応じて相談を受けるなどし、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントの実践をスムーズに行えるように、センターとして必要な支援を継続的に行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握できるように、関連機関と連携し、適切な支援につなげるように努め、地域診断に基づき優先すべき地域を選定、その地域の特性に応じた介護予防の取り組みを行う。

また、個別対応については、マニュアルを遵守し、適時適切に対応、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを実施する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心とした見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士で支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

また、単身高齢者、高齢者世帯についての実態を把握し、地域の民生委員をはじめ関係者と協力し、見守り体制構築に努める。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症地域支援推進員を中心に認知症に対する理解を地域に広めるため、3年後には、圏域内小学校と連携し、認知症サポーター養成講座や認知症徘徊模擬訓練等の実施ができるように、コロナ禍ではあるが、今年度より顔つなぎから開始する。

また、相談受付票より、認知症についての相談が多い地区を割り出し、認知症神戸モデルの説明をする等、必要な地区に優先して情報提供をできるような体制づくりも行っていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民児協の連絡会への参加や民生委員との情報交換会の開催を定期的実施。

特にコロナ禍においては、個別に民生委員との情報交換の場を設定し、情報を共有に努め、個別相談等についても、迅速、適切な対応を行い、信頼関係構築を図る。

地域住民の主体的、相互的な支え合いができるように、マンション等集合住宅で住民交流会等の開催支援を行い、見守りのネットワーク構築を側面的に支援するため、啓発活動の継続実施に努める。

また、地区の広報誌や法人広報誌等にセンターの取り組みについての情報を発信できるように働きかける。

10. 医療機関との連携について

地域の医師会や歯科医師会、病院地域連携室と積極的に情報交換を行うとともに、東灘区医療介護サポートセンターと連携体制を継続、研修会等を開催し、地域の高齢者、その高齢者を支える介護支援専門員等と医療機関がそれぞれ円滑に連携できるように側面的に支援をしていく。

11. その他関係機関との連携について

地域見守りやセンター行事等で活動するボランティアとの交流会や勉強会を開催し、活動の継続を支援する。

また、センター職員だけでなく、地域全体で課題認識ができるように、地域ケア会議の開催に取り組み、個別課題から地域の課題を見出せるように努める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員全員が法令や運営基準・運営要綱について十分理解し、その遵守に努める。

また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由なくサービス提供が特定の事業者に偏っていないか等を常に検証し、公正かつ中立な業務の運営に努める。

センター番号： 09

あんしんすこやかセンター名： 御影北部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

(1) 職員体制について

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回の職員会議・ケースカンファレンス・事例検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにする。特に困難事例については、その都度4職種で連携し、検討していく。

(2) 営業時間について

営業時間 9時～17時30分(日曜及び12月31日～1月3日は休み)

営業時間内に緊急対応等で訪問等外出する場合は、同一施設内職員との連携協力により対応する。

また営業時間外の夜間・休日等 24 時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整える。

(3) 個人情報の保護について

センター及び法人の個人情報保護規定(取り扱い規定)に基づき、個人情報の漏れがないように、個人ファイルの保管を徹底する。さらに、関係機関への情報提供の同意の確認は確実にする。個人情報取り扱いについては、センター内で個人情報等の取り扱い事務チェック表等に基づき、職員会議等で定期的に確認していく。

(4) ケース記録の管理

センター内で情報が共有できるようにする。特に、緊急時、迅速に対応できるように整理・保管を徹底する。

(5) センターの広報

地域住民、民生児童委員、関係機関等に対し、あんしんすこやかセンターの所在・役割等を広報・啓発を行う。

(6) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には迅速かつ適切に対応し、苦情を受け付けた場合は内容等を記録する。そして、神戸市に報告するとともに、職員

間で情報共有をはかるために、職員会議等で再度報告する。

2. 職員の配置について

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名
看護師(認知症地域支援推進員 兼務)	1名
地域支え合い推進員	1名
介護予防支援担当ケアマネジャー	2名

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

昨今における問題(コロナ禍、8050問題、防災福祉など)の相談にも、関係機関と連携しながら対応していく。

(1) 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介できるようにする。また、ネットワーク構築のために、関係機関への働きかけをする。

既存の防災福祉ネットワーク(防災絆の会)、認知症サポートネットワーク(笑顔をつなぐネットワーク会議)のほか、新しいネットワークの後方支援をしていく。

(2) 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をする。そして、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行なう。

(3) 総合相談としての機能について

- ・地域住民にあんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等で啓発していく。
- ・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをする。

4. 権利擁護業務について

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が行うことができるよう、専門的・継続的な視点から等の支援を行う。

(1) 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供していく。また、相談や被害にあった場合は、クーリング・オフ制度を有効に活用できるようにし、迅速に神戸市に報告する。

コロナ禍で、詐欺被害などが多発する可能性があり、未然に防ぐことができるよう啓発を心掛けていく。

(2) 成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこころば安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施していく。

認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度の相談や活用できるように援助を実施していく。

(3) 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、東灘区虐待防止パンフレットを配布するなどし、虐待事例のケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高める。

高齢者の虐待の通報があった場合は、職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかにあんしんすこやか係に報告し、コア会議の開催等で情報共有を図り対応する。また、事例検討会にて現在の虐待事例の現状と課題・方針を職員間で討議し共有を図り対応していく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をする。

(1) 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

地域ケア会議の目的に沿って、御影北部地区の地域包括ケアを推進していくためにも、随時、地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法などを検討していく。その際には、介護と医療等多職種協働ができるように、東灘区医師会や歯科医師会、薬剤師会等に協力を働きかける。

また圏域内のケアマネジャー情報交換会を随時開催する。

地域ケア会議や情報交換会などについては、感染予防に配慮し、場合によってはオンラインなどで開催していく。

(2) 介護支援専門員の個別支援

- ・ 御影北部地区の介護支援専門員の個別相談には随時対応する。特に支援困難事例については、随時会議を開催するなど、ケアマネジメント支援をする。
- ・ 東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促していく。

(3) 困難事例への対応

- ・ 認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応する。

(4) 災害時等緊急時の対応

- ・ 要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援について、迅速に対応できるよう担当者会議で確認し、ケアプランに緊急連絡先や避難場所などを記載しておく。また、緊急時にはすみやかに神戸市と連絡調整して、必要な対応ができるよう、関係機関とも連絡するなど日頃から準備しておく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行なうことにより、要支援・要介護状態の予防をし、高齢者の自立した生活の支援を行なう。

対象者： 要支援(1.2)・事業対象者(※神戸市介護予防・日常生活支援総合事業)

対象者数： 230 名程度

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・ 初期面接
- ・ 課題分析

生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・ 介護予防プランの作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努める。

- ・ サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行なう。

- ・ モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施していく。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点を評価分析をしていく。

(2) 要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を実施していく。

(3) 委託事業者への適正な介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務業務について助言していく。

(4) 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発していく。

(5) 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応していく。

(6)介護認定・事業対象者非該当となった高齢者について、連絡をして、適切なフォローアップを行なう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援する。

コロナ禍で、見守りが難しくなったり、集いの場が中止や延期になるなどの課題に対しては、地域関係者等と相談を重ね対応していく。

8. 認知症に関する取り組みについて

「神戸市認知症のひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施策に沿って業務を行う。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態に応じた必要な医療・介護等が受けられるよう、認知症の人や家族等への相談支援を行う。

そのため、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、認知症初期集中支援チームとの連携、また介護サービス事業所や地域の支援者との連携体制を構築し、認知症カフェ等の開催支援や認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の普及啓発に努める。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりのため、「笑顔をつなぐネットワーク会議」を定期的に開催し意見交換や課題討議を実施する。また、認知症カフェ「えがお喫茶」の運営協力と支援を行う。

声かけ訓練や認知症についての学習会等の開催を企画・実施することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

コロナ禍で中止が続いている活動については、関係者と相談を重ね、安全な取り組みなどを提案、工夫した開催を実施していく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携をはかり、一人暮らし高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努める。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援する。

10. 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り、随時、必要な医療が受けられるようにする。東灘区医療介護サポートセンターから発刊された「東灘区医療介護支援マップ」を活用し、多職種連携の構築等にも役立てていく。

11. その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように、情報を共有していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

(1) 公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守することとする。

- ・ センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・ 利用者・事業者への適切な情報の提供
- ・ 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- ・ 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- ・ 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

(2) 公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととする。

- ・ 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止 (利用者申込者の意思が前提)
- ・ 介護予防プラン作成の予約禁止 (利用者申込者からの依頼が前提)
- ・ 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止
(サービス利用はケアプラン作成が前提)
- ・ センター業務以外の広告・営業活動の禁止
- ・ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと。
- ・ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと。

13. その他の主たる事業について

(1) あんしんすこやかセンターの広報・啓発について

地域行事などに参加し、センターの広報啓発を実施していく。またセンターや地域行事に関するチラシを発行し、地域住民への広報・啓発につとめる。

年に3～4回程度御影北地域福祉センターにおいて、相談会を開催する。

(2) 災害時における、要援護者への支援のためのネットワーク作り

サービス事業者や地域の関係団体と連携し、災害時における要介護者の支援のためのネットワーク作りを進める。防災福祉活動のネットワークである「絆の会」とも連携していく。

(3) 介護リフレッシュ教室の開催について

認知症介護家族等、要介護高齢者を介護している家族を支援する介護リフレッシュ教室を計画的に開催する。介護をしている家族の悩みや不安の解消となるような情報交換や交流会を企画する。

広報については、参加された方には再度案内を送付するとともに、圏域内のケアマネジャー等を通して必要な方々に情報が行き渡るように、広報啓発を行う。

(4) 職員資質の向上への取り組み

- ・ 業務の管理体制を適宜見直し、複数で互いに業務が適正であるかどうかチェックできるようにする。また組織的に管理者への報告・稟議がなされるよう徹底する。
- ・ チームアプローチを実施していくために職員間及び職種間の連携を第一にしてい
- ・ 相談援助力を高めるために、事例検討会等にて、支援困難事例等を検討していく。
- ・ 必要な研修会に参加するなど、多機関からの情報収集を図る。

(5) 地域での具体的な取組について

(鴨子ヶ原地区)

- ・ 鴨子ヶ原地域の高齢者やご家族などがコロナ禍の災害時においても、地域で暮らし続けられるように、地域ケア会議を開催し、情報交換、課題の共有をする。コロナ禍の災害や防災福祉についての課題を、地域関係者で共有しネットワークの構築を目指していく。
- ・ 防災福祉活動のネットワークである「絆の会」とも連携していく。
2か月に1度特別養護老人ホーム「かもこの風」で開催する。コロナ禍にあつて、会が中断しているが、今後も継続できるよう会報の配布や地域会議への参加を提案していく。
- ・ 認知症サポートネットワークである「笑顔をつなぐネットワーク会議」の活動支援を継続する。認知症カフェ「えがお喫茶」の運営の支援を行う。コロナ禍で、開催が難しくなっており、感染症に留意した「あおぞらコンサート」を企画開催していく。
- ・ 認知症の方の個別課題について、地域の関係者とともに地域ケア会議等を企画開催していく。
- ・ 行事や会議などは、感染症対策に留意し工夫した形(オンラインや書面形式など)で開催していく。
- ・ チャレンジサポーター主催の介護予防教室「元気アップクラブ」の後方支援を行う。
- ・ コロナ禍で、教室が開催されない期間は、「すこやかレター」を定期発行し、戸別配達や電話での聴き取りなどを実施し、ご自宅での介護予防を促していく。
- ・ 「わくわくウォークラリー」など神戸老人ホームの地域貢献活動に協力し、鴨子ヶ原地域の介護予防、フレイル予防対策を行っていく。
- ・ 渦が森プラザに参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。

- ・ 地域で開催される夏祭り等に参加して、協力支援体制を構築する。

(御影・御影郡家・御影山手地区)

- ・ 御影北地域福祉センターにおいて、サロン形式の相談会を、年に3～4回程度開催する。
- ・ 毎回相談内容のテーマを変え、そのテーマに特化した専門家を中心にしたサロン形式の相談会とする。コロナ禍の影響で令和2年から中断していたが、再開の初めの会は、後見制度についての相談会を企画、実施する。
- ・ 御影郡家自治会館において、出張相談会「高齢者まちかど相談」(個別・事前予約制)を、月に2回開催する。
- ・ 御影北地域福祉センターで行っている介護予防教室「御影北元気アップクラブ」や「うたごえ喫茶ぐっち」の開催支援を継続する。コロナ禍で、教室が開催されない期間は、「すこやかレター」を定期発行し、戸別配達や電話での聴き取りなどを実施し、ご自宅での介護予防を促していく。
- ・ フレイル予防カフェ「元気アップサロンみかげきた」の開催支援を行う。
- ・ 御影山手地域で、リフレッシュ教室やフレイル予防教室を企画、開催するなどし、地域踏査を継続していく。
- ・ 認知症の方の個別課題について、地域の関係者とともに地域ケア会議等を企画開催していく。
- ・ 行事や会議などは、感染症対策に留意し工夫した形(オンラインや書面形式など)で開催していく。
- ・ 御影・御影郡家地区、御影山手地区にて行われている「喫茶あじさい」「西平野ふれあい喫茶」「西平野シニアフレンズ」「喫茶ひだまり」「うたごえゆづるは」「木曜会」「ほっとカフェ」など、喫茶や給食会等の地域行事への参加、福祉サークルりん(ボランティアグループ)、御影北ふれあいのまちづくり協議会の行事協力等後方支援を行っていく。
- ・ 御影北プラザに参加するなどして、自治会等地域の機関との関係を構築し、地域課題について、関係機関と一緒に解決できるように話し合っていく。
- ・ 地域で開催される夏祭り等に参加して、協力支援体制を構築する。

センター番号： 10

あんしんすこやかセンター名： 御影南部あんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業においては、コロナ感染症拡大の防止を最優先に考え、新しい生活様式の定着に努め、社会状況に柔軟に対応しながら、以下のように取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会を設置主体とし、法人の全面的な協力を得ながら、地域包括ケアシステムの充実をめざし、高齢者が住みなれた地域の中で尊厳を保ち安心してその人らしい生活が継続できるよう、地域支援事業、神戸市介護予防・日常生活総合事業を行う。そのために、

- ① 利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立って特定の種類やサービス事業者に不当に偏ることなく公正中立に行うことを旨とする。
- ② 苦情に対しても適切に対応し、内容に応じて速やかに行政報告などの対応を行う。
- ③ 個人情報保護、介護保険法、労働基準法など関係法令順守に関しては担当者が定期的に確認を行う。
- ④ 地域に開かれた公的な総合相談窓口として定められた専門職を配置し、常に相談を承れるよう万全の体制で臨む。
- ⑤ 休日夜間においては、センターの携帯電話にて 24 時間の相談受付を行う。緊急時には担当者から運営管理者に連絡を入れ、指示命令に従って速やかな対応が取れる体制をおく。
- ⑥ また災害発生時などは、可能な限り法人全体で緊急体制を組み、職員の安全を確保し、行政の指示を仰いで迅速な地域支援を行う。
- ⑦ 各職員が仕事と介護や育児など、家庭との両立が無理なくできるよう十分に協力体制を整え、法人の各種休暇も取りやすくするとともに、効率的な業務体制を実施する。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症等の予防として、職員の健康チェックや日々の消毒などを実施し、事業継続と職員の健康のために、センター内外において相談者や職員の感染リスクを減少する取り組みを継続して行う。

2. 職員の配置について

資格・経験・適性等を十分に考慮した上で、国で規定された「保健師等」「主任ケアマネジャー」「社会福祉士」の3職種とともに、「地域支え合い推進員」を常勤専従にて配置し、これら4職種が協働でチームアプローチにあたる。そのために、

- ① 各職種が各々の専門性を活かしつつ、地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携しながら、チームとして業務を実施できるよう情報の共有を十分に行う。
- ② それぞれの専門性の向上を図るため、職員に積極的に研修参加する機会を設ける。
- ③ 指定介護予防支援事業者としては、上記4職種の職員による兼務体制を取るとともに、予防業務を中心に行う介護支援専門員を必要数配置して、予防給付ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントに必要な要員の確保を行う。
- ④ 各職員の業務量などを常時把握して、センター業務が担える有資格者の加配職員を配置する。
- ⑤ 「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症に関する相談業務を強化する。

3. 総合相談支援業務について

コロナ禍においても、地域の高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心してその人らしい生活を継続していくために、個人に応じてどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

そのために、

- ① 地域住民が早めに気軽に相談できるように、地域の集まりや学校(高校)などに出向き、PTAなどを対象にセンターの周知を行う。
- ② センターのみならず、孤立化の傾向が高い地域について、地域との繋がりを保つことを目的として、地域住民が身近な場所で気軽に相談が出来るよう、買い物先のスーパー等で出張相談等の機会が得られるように働きかけを行う。
- ③ 地域の関係機関やネットワークの活用・個別訪問・家族・近隣住人等からの情報収集、センターへの来所相談等により、高齢者や家族の心身や生活状況について実態把握を行い、適切に相談対応を行う。
- ④ 地域からの様々な相談を受けて的確な状況把握を行い、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ⑥ 自殺念慮や精神疾患、経済困窮、家族問題、ひきこもりやヤングケアラーなど専門的対応が必要な場合には、緊急性の判断を行い、必要に応じて区あんしんすこやか係や専門機関と連携し、個別の支援計画により初期段階から専門的継続的対応をする。
- ⑥ 地域の様々な機関や団体を把握し、ネットワークの構築を図るだけでなく、地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。地域に出向き顔の見える関係作りに努める。
- ⑦ 認知症関連の相談が増加しており、相談内容から課題抽出、地域ケア会議での検討、専門機関を含めた多職種でのアプローチ等により適切な支援を行う。
- ⑧ 広い年代の地域住民にセンターの存在を周知することで、早期からの介護予防や介護者の負担軽減を図るため、自治会に協力を依頼し掲示板へのセンターチラシを掲示する。

4. 権利擁護業務について

センター職員は「権利擁護」の視点に基づいて関わることの重要性を認識し、権利擁護を目的とするサービスや仕組みを活用して、認知症や精神障害なども含め、地域の高齢者及びその家族の尊厳ある生活の維持を図っていく。そのために、

- ① 成年後見制度利用のための申立て手続きへの支援や、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動。
- ② 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待等の事例を把握した場合、速やかに適切な対応をとる。具体的には『高齢者虐待の対応の手引き』に沿って行政との連携により、早期発見・相談・通報・届出・情報収集・コアメンバー会議の参加・ケース検討会議・モニタリングなどの対応を行う。
- ③ ケアマネジャーや関係機関に対して、虐待の早期発見・早期対応に関する研修会を実施する。
- ④ 虐待などで措置入所が必要と判断された場合に、市区町村に老人福祉施設等への措置入所を求める。
- ③ 高齢者虐待の防止について、パンフレット等を活用して市民への啓発を行う。
- ④ 処遇困難事例に対し、ケアマネジャーも含めて専門職種が相互に連携し、センター全体として支援を行う。
- ⑦ 消費者被害の防止に向けて、高齢者だけでなく地域住民や事業者等にも積極的に情報提供し、消費者被害に対する意識の向上を図る。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域包括ケア体制の構築に向けて、多職種連携による、施設・在宅・入院入所などを通じた、地域における包括的・継続的なケアマネジメント支援を行う。コロナ禍における連携の在り方を探り、オンライン等も活用して連携の機会を確保していく。そのために、

- ① 多職種連携の視点を重視し、地域の介護支援専門員と、医療機関をはじめ関係機関、サービス事業者や地域の介護保険外サービス機関との連携を支援し、協力体制を整備する。
- ② 介護支援専門員はじめ関係機関に、適時必要な情報発信を行う。
- ③ 圏域内の介護支援専門員同士のネットワーク会議(えがおの会)を定期開催し、情報共有や顔の見える関係作りに努め、地域の中で良質なケアマネジメントが行える支援を行う。
- ④ 支援困難ケース等について相談助言を行うとともに、他の専門機関とも連携し、事例検討会や研修会等を実施するなど、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る支援を行う。
- ⑤ 介護者への支援として、介護者等が楽しみを持って参加できる介護リフレッシュ教室を開催する。
- ⑥ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをめざして、認知症の早期発見や、認知症の方を地域で支援できることを目標に、「澤の井ネットワーク」を関係機関や支援者と一緒に定期的に開催する。また、認知症サポーターの養成を圏域内の高校等で開催する。
- ⑦ 地域特性を把握するために地域診断を実施し、地域の強みや弱みを抽出し、住民ニーズおよび地域課題の把握につなげる。
- ⑧ 地域課題の解決を目的に、圏域内での地域ケア会議を開催する。ケア会議の案件により「澤の井ネットワーク」と「えがおの会」の合同開催を行い、介護支援専門員から提出さ

れた事例等をもとに、個別課題の集積から地域課題を抽出し、解決に向けた取り組みを実施する。

- ⑨ 地域の関係機関として、銀行や警察などから、気になる高齢者の情報を頂く機会が増えてきた。今後も連絡には迅速に対応していくようにする。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

コロナ禍において課題になっている、フレイルや認知機能の低下の予防に重点を置いた取り組みを行う。

予防給付に関するケアマネジメント業務および地域支援事業における介護予防事業において、高齢者が自ら出来ることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、さらに健康寿命を延ばすことを目的に、高齢者自身の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指した支援を行う。介護予防・日常生活支援事業が円滑に進むためにセンター内の体制を整備する。そのために、

- ① 地域における介護保険外の様々な社会資源(老人クラブ, ボランティア活動, 地域における健康づくりや交流促進のための活動等)を活用し、非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫性のあるケアマネジメントを目指す。
- ② 要支援認定を受けた高齢者および事業対象者を対象として、必要に応じ生活行為について具体的な目標を設定した支援計画を作成するとともに、介護予防に資するサービスの提供を確保し、その効果を評価して計画の見直しを行う。またそれ以外の支援の必要性が高い高齢者等の把握に関しても、相談や関係機関との連携を通して行う。
- ③ 自治会が主体となり実施している、御影塚町の東明会館での「東明体操」は昨年度はコロナの影響で自粛となった。この取り組みを補完する形で「介護予防のススメ」のパンフレットを作成し、毎月500部配布している。その中に東明体操の実施協力大学から運動メニューの紹介を受け「おすすめ体操」として記載している。今年度も地域住民と大学の協働事業として実施されていくよう後方支援していく。
- ④ 老人会が主体となり実施している、御影中町の大手会館(自治会館)の「歌♪をご一緒に」が継続できるよう側面支援を行う。
- ⑤ 居宅介護支援事業所に予防給付・介護予防ケアマネジメントに係る業務を一部委託した場合において、その支援計画原案を確認し、センターが最終責任を負う。
- ⑥ 居宅介護支援事業所の行う介護給付のケアマネジメントと介護予防マネジメント相互の連携を図る。
- ⑨ フレイル予防については、これまでに行った地域アセスメントにより開催会館を選定し、取り組みが必要な方に声かけをしていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

これまでの地域見守り推進事業において培った地域との信頼関係を土台として、行政や地域と協働しながら、センター圏域の特性を尊重した地域住民同士の支え合い活動を支援する。また、2層目のコーディネーターとしての役割を意識し、圏域内の情報収集と整理を行い及び圏域を超えた区内のネットワークのなかで情報共有を行い、地域性を活かした住民主体型の

支え合いの地域づくりを目指す。そのために

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務を行う。
- ② 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務を行う。
- ③ 地域見守り活動の推進に関する業務を行う。
- ④ 圏域内の地域ケア会議における協議体の役割を担う。
- ⑤ ひとり暮らし高齢者等実態調査に関する業務を行う。
- ⑥ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務を行う。
- ⑦ 地域プラザの出席をはじめ活動団体および事業者等との連携を行う。
 - ・御影にある八つの老人会の会長と定期的に意見交換の場を持ち、老人会の課題や今後の方向性などについて話し合いを継続する。
 - ・プラザについては自治会・教育機関が参加されることから早期発見等の連携を伝えている。特に教育機関に対して、家庭内でヤングケアラーの役割を子供たちが担われている実態の把握など連携の強化を継続して伝える。
- ⑧ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修会への参加。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 認知症になっても安心出来る地域を目指し、地域住民や徘徊SOSネットワーク、認知症サポーター養成などを通して、警察、郵便局、コンビニや商店街をはじめ地域の関係機関との連携を深める。
- ② 認知症地域支援推進員等を中心に、現在、御影中部地域とセンターが連携し、住民主体で行われている「認知症予防と支え合いのまちづくり運動」の活動を側面的に支援する。同時にセンターの出張相談会等も実施して、認知症に関して気軽に相談できる体制を整える。
- ③ 認知症疾患医療センターや認知症サポート医との連携を持ち、地域住民からの相談があった場合にも適切な情報提供が出来るようにする。
- ④ 認知症初期集中支援事業や神戸市高齢者安心登録事業を積極的に活用し、早期対応に務める。
- ⑤ 認知症の相談事例から必要に応じて、個別課題から地域課題の抽出を行い、地域ケア会議で課題解決に向けた検討を行う。
- ⑥ 神戸モデルの普及啓発や手続等を引き続き行い、認知症になっても個々人に応じた多様な社会資源の紹介などを行い、地域住民が安心して暮らし続けられる地域を目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員をはじめとする地域との連携は、地域におけるネットワークづくりや実態把握、虐待事例や認知症の早期発見等において欠くべからざるものであるという認識のもと、地域住民の主体的な取り組みを尊重しつつ、さらなる連携の強化を図っていく。そのために、

- ① これまで培ってきた民生委員や地域組織からの信頼を覆すことのないよう、相談を受けた事例に対しては速やかに対応し、途中経過も含め顛末について確実に報告を行う。
- ② 民生委員とはスムーズな連携を目的とした担当地域のヒアリング等を実施し、見守り活動が円滑に行えるように支援を行う。
- ③ プラザや地域行事に対して積極的に参加し、可能な限り協力をする。
- ④ 自治会などの互助活動から出てきた課題を把握し、一緒に取り組みを実施する。
- ⑤ 地域住民が閉じこもることなく、自主的に仲間作りが出来る「場」作りを支援する。
- ⑥ 保健・福祉・医療のサービスや制度についての勉強会などを企画運営する。
- ⑦ センターの役割や機能等について、広報誌等の媒体により情報発信を行う。
- ⑧ 地域支え合い連絡会など民生委員との定期的な連絡会を開催する。また、毎月の定例会の開始前に情報交換を行う。
- ⑨ 「熱中症」など、自宅内で起こりやすい高齢者の事故について予防啓発を行う。
- ⑩ 宅配業者や新聞店など、民間事業者との見守りに関する連携を深め、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域の見守りにつなげていく。
- ⑪ 災害時における要援護者支援について、行政はじめ地域の関係機関と連携を持つ。
- ⑫ 独居、高齢世帯等だけでなく、同居家族で気になる方があれば連絡をもらうようにする。民生委員には地域住民が見守りの自助(見守られる人が自ら発信できるなど)を高められるよう情報共有を行い方策の検討を行う。

10. 医療機関との連携について

高齢者が安心して地域で暮らし続けていくためには、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供されることが必要あり、特に在宅と病院・施設の間を行き来する高齢者のためには、これら間での連携が重要となる。そのために、

- ① 地域の医療機関や医師などを適時訪問し、カンファレンスの実施、研修会への積極的な参加等により、出来るだけ顔を合わす機会を持つようにし、互いに「顔の見える関係」を構築する。
- ② 地域の介護支援専門員も参加する医師会との連絡会を実施する。
- ③ 医療機関との情報交換や共有が限られた時間の中で出来るだけスムーズに行えることを目的に相互理解を深められる会議等を開催する。
- ④ 認知症の相談があった場合は、専門医療機関や神戸市認知症初期集中支援チーム、神戸市認知症疾患医療センターなどの情報提供や連携を行う。
- ⑤ 医師だけでなく、歯科医師や薬剤師、看護師、MSW、PT・OT等とも積極的に情報交換・情報共有の機会を持つようにする。また、事例検討会を開催し、医療連携の促進をはかる。
- ⑥ 口腔ケアの重要性について、センター協力歯科医師と連携し、地域住民への啓発を行う。

- ⑦ 東灘区内多職種連携の会議等へ積極的に参加して、医療や介護の多職種の専門職との勉強会や連携の機会を確保する。ここで得られたネットワークを地域包括ケアに活用し、地域住民の安心した暮らしに寄与する。
- ⑧ 「東灘区医療と介護のサポートセンター」と連携し、医療や介護ニーズを持った住民に対して、適切に応えられるよう多職種連携に努める。

11. その他関係機関との連携について

警察、その他関係機関からの高齢者に関する相談については、互いに連携を持ち対応する。

また、悪質商法や振り込め詐欺、防犯に関しても、関係機関と協力して速やかに対応する。

係を形成し、必要に応じて相互にスムーズな連携が取れる体制づくりに務める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センター職員は、あんしんすこやかセンターが公的な相談機関であり、その運営については地域包括支援センター運営協議会の関与に基づいて行われるものであることを十分に認識して、公正・中立を確保するため、以下の措置を講じる。

- ① 利用者の福利を最優先し、公的相談機関として全職員が倫理観に基づいた行動をとる。
- ② 運営協議会の評価を適時受ける。
- ③ 介護予防プランについては、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏ることはしない。支援開始に当たり、複数のサービス事業所の紹介を行うとともにサービスを位置付けた理由なども説明を行う。
- ④ 利用者が要介護状態となった場合には、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、利用者の意思と利益を尊重し、指定居宅介護支援事所の選択ができるよう、一覧表を提示して書面による確認を行う。

センター番号: 11

あんしんすこやかセンター名: 六甲アイランドあんしんすこやかセンター

令和3年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

地域共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの拠点として、常に公正中立な運営をし、社会福祉士・保健師等看護師・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員それぞれが、専門的見地を活かして問題解決ができるような体制を維持します。そのため、4職種でのミーティングを前年度と同様に随時行い、常に相互に情報を共有してチームアプローチができるようにします。

(1) 営業日及び営業時間

営業日 月～土曜日 (休日:日曜日、12/31～1/3)

営業時間 9時～18時

※但し、夜間・休日等の24時間の連絡体制は、隣接施設内の宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応する。今年度中に転送電話を導入予定。

(2) 個人情報の保護

神戸市の個人情報等の取扱い事務チェック表等に基づき、年2回以上定期的に内容の確認をし、個人情報の漏れがないよう対応します。個人情報を事務所から持ち出す場合は、持ち出し記録へ記載し、管理します。

(3) ケース記録の管理

緊急時に組織として迅速かつ適切に対応できるよう必要な情報を記録し、個別ファイルを書庫で管理します。

(4) 苦情対応

苦情対応マニュアルに基づき、利用者及び家族等からの苦情には、迅速かつ適切に対応します。苦情を受付した内容については、記録をし、必要に応じて行政へ報告します。

(5) 人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修

「神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例」に基づく研修を年1回以上実施します。

2. 職員の配置について

社会福祉士 :1名

主任介護支援専門員:1名

看護師 :1名

地域支え合い推進員:1名

介護予防支援担当ケアマネージャー:4名

併設居宅介護支援専門員兼務介護予防支援担当ケアマネージャー:2名

3. 総合相談支援業務について

昨年度(2020年度)は、総合相談受付数累計 626 件、月平均 52.2 件の来所または電話による相談がありました(2019年度:累計 478 件、月平均 39.8 件)。今後も高齢者が増える見込みであり、相談受付数は増加していくことが予想されます。どのようなサービスを利用してよいかわからない住民に対して、相談からサービスの調整に至る機能を発揮できるよう対応してまいります。介護のことや申請についてどこで相談したら良いのかわからないなどの地域住民からの声を受けて、昨年度から毎月「あんしんすこやかセンター便り」を発行し、どのようなときに相談する機関であるか独居、老々世帯を中心に個別配布をしています。ポストがたまっている世帯には、個別訪問し安否確認をしました。新型コロナウイルスのワクチン接種に関する相談も積極的に行い、高齢者が接種をあきらめてしまわないよう対応しています。今年度も引き続き情報が得られにくい高齢者へ広報啓発をしてまいります。

(内容)

イ. 初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援

【介護相談】高齢者や家族、民生委員、近隣住民等からの介護全般に関する相談対応

【入所・退所相談】病院、介護保険施設等の入所(入院)・退所(退院)とうに関する相談

ロ. 地域の実態把握

地域行事や地域活動へ参加し、関係機関へ訪問するなどして情報収集に努めます。

センターで実態把握の必要性があると判断した一般高齢者、事業対象者、要支援者、要介護の高齢者に対する面接や訪問を行います。

ハ. 相談支援にあたって必要となるネットワークの構築

地域における高齢者の問題を解決につなげられるよう、関係機関や地域団体等と地域課題を共有する場を設け、現状や課題を地域の方々と考えていきます。その中で、地域ケア会議を活用してまいります。

二. 介護保険外のサービス相談事務の手続き

神戸市独自のサービス利用につなげるための支援を行います。

4. 権利擁護業務について

地域住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者等が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

(内容)

① 判断能力を欠く常況にある人への支援

日常生活自立支援事業、成年後見制度について、広く住民に情報提供できるよう、5月と2月のあんしんすこやかセンターだよりで、独居・老々要支援者世帯へ個別配布により啓発します。民生委員等関係者へは2月を重点月間として啓発します。事業または制度利用が必要な人に対しては、関係機関へつなげるよう支援してまいります。

② 高齢者虐待の防止及び対応

神戸市虐待対応マニュアルに従い、高齢者の虐待の通報があった場合は、速やかに東灘

区あんしんすこやか係へ報告し、コア会議で情報共有を図り集中的な支援をしてまいります。地域住民、民生委員、介護支援専門員、介護認定調査員、医療機関、介護サービス事業所等関係機関へは、10月に重点的に虐待防止の啓発、予防のための啓発活動に取り組みます。

③ 消費者被害の防止および対応

六甲アイランド誕生から30年が経過し、建物の劣化等を理由にドアノブの交換など広告がポストに入る情報が寄せられています。コロナ禍で自宅にいる高齢者を狙った消費者被害を防止するため、独居老々世帯に個別配布している「あんしんすこやかセンター便り」で4月、3月に啓発いたします。また、相談や被害があった場合は、神戸市、東灘区あんしんすこやか係へ報告し、本人が神戸市消費生活センターへ相談できるよう支援し、必要に応じて警察に通報・相談します。

介護支援専門員、介護サービス事業者へは、クーリングオフの書類作成支援や悪質事業に契約を迫られている現場に立ち合うなどの役割はセンターが行うことの周知を6月に重点的に行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員に対する後方支援や関係機関とのネットワーク構築による支援を行います。

(内容)

① 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

・医療機関、地域のインフォーマルサービスと連携体制構築支援

医療機関、介護保険サービス事業所、地域住民などの関係者で昨年度は「新型コロナウイルスによる高齢者への影響」についてオンラインでネットワーク会議を開催しました。

今年度もオンラインによるネットワーク会議を年1回以上開催します。

・介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

昨年度は、認知症の勉強会を実施しました。今年度は、8月に個人情報保護に関する勉強会と11月に事例検討会を行い、圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携しやすい関係を作ります。

・介護支援専門員等の実践力向上支援

東灘区あんしんすこやか係、東灘区内のあんしんすこやかセンターと協力して、介護支援専門員等の実践力向上のための研修会を企画します。

圏域内でも事例検討会を企画し、介護支援専門員の実践力向上の支援をまいります。

② 個別ケアマネジメント支援

援助に困難を感じている介護支援専門員等からの相談があった場合は、その状況によって、支援チームの構築とチーム全体のサポート、介護支援専門員等へのサポート、支援チームの一員としてのサポート、家族・近隣住民等へのサポート等を果たし、包括的継続的ケアマネジメントを提供できるように支援します。

また、高齢者等個人の課題への対応を、本人や家族、介護支援専門員、保健・医療の専門職、福祉の専門職、民生委員、自治会、ボランティア等の参加によって、多様な視点から検討することで高齢や党の地域におけるその人らしい生活の継続を視点してまいります。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集い場が活動休止しており、介護保険サービス利用を控えるなど、高齢者は自宅に閉じこもりがちになっています。ADL が低下しないよう集いの場以外での活動を紹介し、介護予防のための取り組みを提案します。

要支援認定者数割合については、神戸市：8.4%、東灘区：8.9%に比べ、六甲アイランド：9.8%と高く(H31.3)、フレイル対策を含めた介護予防の必要性を啓発、周知していく必要があり、昨年度は地域の活動のなかで、「介護予防ガイドブック(いきいき はつらつ 自分らしく)」「フレイル予防・フレイル改善」パンフレット等、市が作成した媒体を利用し、個人や集団に介護予防の必要性について説明し、医師による講演会を圏域内の地域福祉センター2 か所で実施しました。参加者からは医師による講演会の開催を望む声があるため、感染拡大が収束すれば企画してまいります。

要支援1・2の方や、生活機能の低下が見られた方(事業対象者)については、その心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにマイ・ケアプラン(介護予防サービス・支援計画表)の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整等を行います。できないことをサービスで補うという補完的なケアマネジメントではなく、生活機能低下の背景・原因を分析し、課題を明らかにして達成可能な目標へ向けて取り組めるよう、ケアマネジメントの進め方を月1回の定例会議で振り返りをします。また、介護予防ケアマネジメントマニュアルに添って考え方をセンター内で点検します。

圏域内高齢化率	20.1%
要支援・事業対象者数	380名程度

7. 地域支え合い活動推進事業について

「みんなで高齢者が暮らしやすいまち」を目指し、東灘区あんしんすこやか係、東灘区社会福祉協議会等と連携し、地域住民同士で見守り、支え合うことのできる地域づくりの支援をします。

(業務内容)

① 地域資源情報収集

●地域資源情報収集

4 職種で協力して、街区ごとの独居・老々世帯率や管理組合、防災等活動、六甲アイランド内のさまざまなボランティア活動団体の地域資源情報を収集して、地域課題化を具体的にすすめます。

●高齢者見守り調査

独居、老々世帯の地域見守り活動の補足調査を行います。

●暫定訪問

医療機関や薬局、民生委員等の関係者から必要な支援につなげていない高齢者の情報を収集し、公的福祉サービスや地域の見守り体制へつながるまで、訪問や電話等のアプローチをまいります。

② ネットワーク構築

小地域支え合い連絡会を年 3 回開催し、民生委員と地域見守り活動について情報交換します。

③ 資源開発

●住民主体活動立ち上げの後方支援

男性の集い場として、一昨年度立ち上げを支援した「RIC メンズクラブ」は、R2 年度からはじまった新たな「つどいの場支援事業」につながりました。今年度も、地域住民が主体となり住民相互の支え合いができるようなグループの結成などコミュニティづくりの支援をします。

●外出する仕組みづくり

コロナ禍で喫茶の集い場が活動を休止しており、地域とのつながりが希薄になっている高齢者がおられます。このまま閉じこもりがちになれば、下肢筋力、認知機能低下につながるおそれがあるため、昨年度民生委員から外出する仕組みについて六甲アイランドでもできないかと意見が上がっていたため、地域住民主体で外出する仕組みを作れるよう後方支援してまいります。

8. 認知症に関する取り組みについて

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域とのつながりが希薄になり、認知機能低下につながっている高齢者がおられます。また、感染を恐れて、介護保険サービス利用を控える

場合もあり、認知症が進行し、同居家族だけの負担が重くなっているケースもあります。認知症になっても、住み慣れた地域で安心して過ごすことができる「認知症の人にやさしいまちづくり」を推進し、積極的に認知症の啓発・相談・支援をしております。

(内容)

① 声かけ訓練の実施

一昨年度は、アイランドセンター駅周辺で声かけ訓練を行い、46名の参加がありました。今年度は高齢化率の高い向洋町中の東側の地区で、声かけ訓練を11月に実施します。

② こうべオレンジカフェ(認知症カフェ)の後方支援

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で会場にしていた特別養護老人ホームの地域交流スペースが使用できなくなり活動休止となりました。カフェ活動場所や内容の変更など活動が収束しないよう後方支援をしております。

③ 認知症の人にやさしいまちづくり条例の推進

認知症に関する相談が年々増加傾向にあります。対象者には、診断助成制度、事故救済制度、GPS 安心かけつけサービス、神戸市安心登録事業、KOBE見守りヘルパーの説明、案内を行います。協力者へも、あんしんすこやかセンター便り11月号を通して制度の案内を積極的に行います。

10月には、「認知症の人といっしょに生きる」DVD 上映を企画し、認知症の正しい理解を促進するとともに、認知症神戸モデルの普及啓発を併せて行います。

④ 認知症初期集中支援チームとの連携

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と連携し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう支援していきます。

⑤ 介護者支援

介護家族に対する身体的精神的負担の軽減・自助グループ育成を支援する目的として、介護リフレッシュ教室を年間6回計画し、対象となる方への案内を重点的に行います。

⑥ 認知症サポーター養成講座

11月にRICふれあい会館で認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への正しい理解者を増やしております。

9. 民生委員等地域との連携について

毎月開催している向洋民生児童委員連絡会へ出席し、民生委員と見守りに関する情報を共有します。また、民生委員が中心となり活動しているひまわり給食会へ出向き、積極的に地域の高齢者の情報収集に努めます。

10. 医療機関との連携について

日頃から、地域の医療機関や利用者の主治医と情報交換を図り連携に努めております。昨年度からは、毎月「あんしんすこやかセンター便り」を掲示していただくよう依頼しています。また、今年度も六甲アイランド内の医療機関等に所属する看護職のネットワーク会議へ参加し、まちの保健室、フレイル予防啓発活動、フレイル普及イベントの活動に協力していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者・家族や保健、福祉、医療の関係機関、介護サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等、様々な関係機関と連携してまいります。

① まちかどネットへの参加

六甲アイランド防災福祉コミュニティ、六甲アイランド CITY 自治会、婦人会向洋支部、六甲アイランド地域振興会、向洋ふれあいのまちづくり協議会、六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会、六甲アイランドまちづくり協議会、青少年育成協議会向洋支部、青少年育成協議会六甲アイランド支部、向洋地区民生委員児童委員協議会、オリーブの会、社会福祉法人協同の苑、NPO 法人きょうどうのわで構成される「六甲アイランドまちかどネット」が開催する会議へ年 6 回出席し、顔が見える関係づくりに努め、地域に役立つ情報発信、地域住民の活動への協力をしてまいります。

② 「ゴミ出しお手伝い」の協力

平成 29 年度、見守りの観点から利用者と同じ居住街区の住民が支援者となって有償で行う「ゴミ出しお手伝い」がまちかどネットの運営で開始し、現在 22 名が利用しています。六甲アイランドはオートロックマンション主体の地域であり、ゆるやかな見守りがしづらい環境のため、この仕組みの利用により、安心して見守り支え合う地域になっていくことをあんしんすこやかセンターからも周知し、関係機関へも広報していきます。

また、ゴミ出しサポーターの意見交換会(年1回)へ参加し、課題に対する助言などサポートします。

③ 向洋ふれあいのまちづくり協議会との連携

向洋ふれあいのまちづくり協議会が開催するボランティア運営会議(偶数月第1土曜日)へ参加し、地域のボランティア団体と顔が見える関係づくりに努めます。

④ 六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会との連携

六甲アイランドふれあいのまちづくり協議会が開催するボランティア運営会議(第1土曜日)へ参加し、地域のボランティア団体と顔が見える関係づくりに努めます。

⑤ ウエストコート 5 番街高齢福祉委員会への参加協力

220 世帯の築 32 年のマンションで、スキップ階段等プライバシーに配慮した設計。住民の高齢化が進み、建物の構造や使い方について高齢者福祉対策を検討する会議が 2019 年 5 月にはじまり、ウエストコート 5 番街住民同士の助け合い活動として「ゴミ出し支援」が昨年度スタートしました。福祉の専門職として今年度も会議へ参加協力をしてまいります。

⑥ イーストコート 3 番街見守り分科会への参加協力

464 世帯で築 30 年のマンションで、独居老々世帯率 26.7%で住民の平均年齢が高くなってきたため、管理組合の分科会として「見守り分科会」が昨年度発足し、あんしんすこやかセンターも後方支援として会議へ参加協力をし「ちょこっとお手伝い」という住民同士が支え合う日常の困りごとのお手伝いの仕組みができました。
今年度も引き続き、会議へ出席し後方支援をまいります。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

介護保険制度をはじめ、神戸市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正かつ中立性を確保する為、以下のことを遵守いたします。

- ・センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- ・利用者、事業者への適切な情報の提供
- ・適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- ・公平、公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- ・センター業務以外の広告、営業活動の禁止
- ・センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
- ・センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いこと